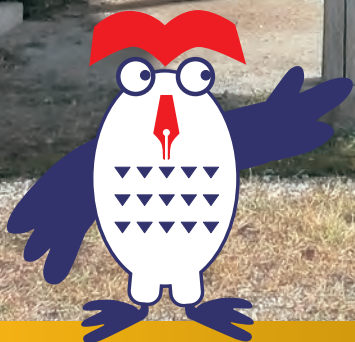




愛知

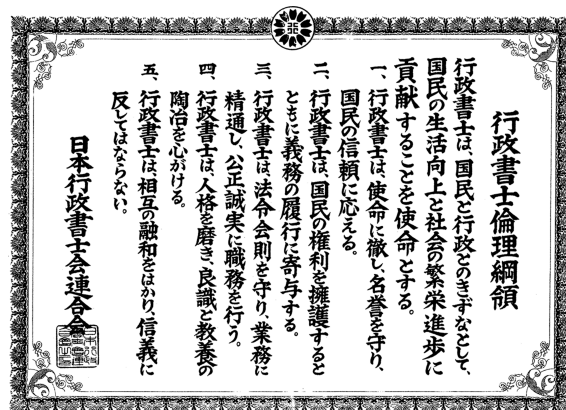


- 新年のごあいさつ
- 一日合同行政相談所
- 民法はこう変わる⑦



目次

新年のごあいさつ	愛知県行政書士会 会長 前田 望	1
新春を迎えて	愛知県知事 大村 秀章	2
“フレッシュスタート・ナゴヤ”	名古屋市長 河村 たかし	3
一日合同行政相談所		4
民法はこう変わる ⑦	名城大学 法務研究科 教授 仮屋 篤子	5
日本人と外国人の間の子に関する認知請求	弁護士 西山 一博	8
部長さんに聞いてみよう		10
お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧		12
ライブラリ研修申込書		14
業務相談会のお知らせ		15
業務相談会申込書		16
会員訪問記 (尾北支部 澤田 和徳会員)	会報委員 梶原 郁	17
各支部研修会のご案内		18
支部だより		19
事務局だより		38
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		41
コスモスあいちコーナー		47
あとがき		49





新年のごあいさつ



愛知県行政書士会会長 前田 望



新年、あけましておめでとうございます。会員の皆様には、健やかに新しい年を迎えられましたこととお喜び申し上げます。

2019年を迎え、「平成」の元号を使う最後の年となりました。新元号の発表をのんびりと待てるわけもなく、会員の皆様も私自身もまた慌ただしく一年の業務をスタートすることと思います。

さて元号の話に限らず、我々の仕事にとっても本年は大きな「変革」の年であると感じています。昨年12月に「改正出入国管理法」が成立し、今後外国人労働者の受け入れの門戸が開いていきます。また既に昨年7月に成立している「民法（相続関係）改正法」に伴い、今年1月には「自筆証書遺言の方式緩和」等、7月には遺留分制度の見直し、相続の効力に等に関する見直し等、昭和55年以来約40年ぶりの大きな改正となります。

これらの改正は一つの法規の改正にとどまらず、社会の枠組みに大きな「変革」をもたらす可能性があり、企業や個人の様々なご相談に対応する我々行

政書士にとっても、ますますの研鑽が必要になります。

2018年を振り返ってみても、社会情勢の変化を受けての法改正、規則改正に着目した研修会等を実施して参りました。住宅宿泊事業法（民泊新法）をテーマとした研修会、民法改正（債権法）に伴う研修会にはそれぞれ200名を超える会員にご参加いただきました。また公証人法施行規則改正に伴う説明会や被災者支援に関する研修会等、直近にご案内した研修会についても高い関心を持ってご参加いただきました。本年も時流の変化に機敏に対応した事業を企画、実現していくよう努めてまいります。

会務の面でも「愛知県行政書士会役員推薦規則」の改正や「愛知県行政書士会入国管理局届出行政書士管理委員会規則」を「愛知県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則」と改め、国際・私法部の分掌より、委員会として独立する方針を定める等、規則整備を進めてきました。本会会館の補修工事や、北館の解体工事など、昨年協議を重ねた事項についても着々と実施する段階にあります。

こうした活動の一つ一つが、地道ではありますが会員一人一人の後方支援となる様、執行部と共に実現して参ります。今後とも会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

社会の「変革」、本会の「変革」が、皆様にとっての「飛躍」に繋がる一年となるよう祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

平成31年元旦



新春を迎えて



愛知県知事 大村 秀章



あけましておめでとうございます。

新たな年が、愛知県行政書士会の会員の皆様方にとりまして素晴らしい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。また、皆様方には、平素より県行政の円滑な推進にひとかたならぬお力添えをいただき厚くお礼を申し上げます。

昨年は、2022年度のオープンを目指すジブリパークの基本デザインを発表し、夢の実現に大きく前進した年でした。また、2026年に愛知・名古屋で開催するアジア競技大会について、アジア・オリンピック評議会と開催都市契約を締結し、開催に向けた準備が加速した年でもありました。

そして、2027年度のリニア開業に向け着々と工事が進む中、リニア大交流圏の拠点として、道路ネットワークの充実など、愛知のポテンシャルを一層高めてきた1年でした。

時代は今、グローバル化とデジタル化の大きなうねりの中にあります。そうした変革期においても、愛知は、日本の成長エンジンとして、我が国の発展をリードし続けていく存在でなければなりません。

今年も、自動運転などの次世代自動車や航空宇宙、

ロボットの分野を始め、ICTやAIなどのデジタル分野まで、幅広く産業集積を進めるとともに、スタートアップ支援に戦略的に取り組むことで、次々とイノベーションを湧き起こす、世界一の産業の革新・創造拠点を目指してまいります。

また、いよいよ9月には、常滑の空港島に愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」がオープンします。MICEを核とした国際観光都市の実現に取り組むとともに、スポーツ、国際交流、多文化共生など、幅広い分野でグローバル化を進め、国内外における愛知のプレゼンスをより一層高めてまいりたいと思っています。

そして、社会インフラの整備、農林水産業の振興、女性の活躍、医療・福祉、教育・人づくり、環境、地震防災、安全・安心なまちづくり、東三河地域の振興など、県民の皆様方の生活と社会福祉の向上にも力を注いでまいります。

今年11月には、G20外務大臣会合が愛知・名古屋で開催されます。さらに、6月には全国植樹祭、8月からあいちトリエンナーレ、9月からラグビーワールドカップ、11月に技能五輪全国大会と全国アビリンピックを開催します。しっかりと準備を進め、大いに盛り上げてまいります。

引き続き、「日本一元気な愛知」「すべての人が輝く愛知」「日本一住みやすい愛知」の実現を目指し、皆様方に、笑顔で元気にお過ごしいただけるよう全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方のますますのご活躍と貴会の一層のご発展をお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成31年元旦



“フレッシュスタート・ナゴヤ”



名古屋市長 河村 たかし



あけましておめでとうございます。市民の皆様には、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年5月に改元を控え、市政100周年の節目に出帆した平成のナゴヤも残すところあと僅かとなりました。思い返せば、世界デザイン博覧会で華々しく時代が幕開け、国内外から2,200万人が訪れて大いに賑わった愛・地球博。名古屋港水族館の開館や名古屋市科学館のリニューアル、名古屋城本丸御殿の木造復元など、今のナゴヤを彩る数々の名所が誕生しました。また、名城線環状化の完成やおおなみ線の開業、名古屋高速道路の延伸などにより、住み良いマチに一層磨きが掛かるとともに、玄関口である名駅地区では高層ビル群も誕生。さらに、名古屋港貿易黒字額は20年連続日本一と我が国全体の経済を支え、人口減少社会に突入した平成の世にあって、今なお成長を続ける230万人の大都会ナゴヤとなりました。

一方、国内を見渡せば、東京一極集中化がさらに加速し、建築物や都市機能など、様々なものがナゴヤを上回る速さと規模で変貌を続けております。リ

ニア中央新幹線の開通により東京と約40分、大阪と約20分で結ばれ、世界最大の都市圏（スーパー・メガリージョン）が誕生するとも言われる中、このままナゴヤが東京・大阪に次ぐという序列を甘受するような姿勢では、オリンピックや万博の追い風に乗って成長を続ける東西の狭間に埋没するかも知れません。今後、ますます激化する国際競争も見据え、市民の皆様とともに未来を切り拓いていくためにも、行政としても時勢の流れや社会ニーズを的確に捉え、目指す先は日本一ではなく、世界一のまちづくりへと市政の舵を取ることが重要と考えます。

目下、その第一歩を踏み出すべく、様々な分野において世界に誇る事業の検討を進めておりますが、私としては、未来の“主人公”への全力投資が何より大切だと思います。ナゴヤの全ての子どもたちが、将来に夢と希望を抱き、健やかに成長できるよう、子ども・親を総合的に支援する取り組みをさらに充実させるとともに、画一的な一斉授業から「一人ひとりを大切にするエデュケーション」への転換にも取り組んでまいります。そして、最高の福祉をお届けし、どえりゃあ楽しいマチに向けては、ナゴヤの核である名古屋城天守閣の木造本物復元を着実に進め、その誕生をまちづくりのかけがえのない契機として、全ての市民が輝く“名舞台”を創造してまいります。

新たな時代に向かって、さらなる魂を込めてフレッシュスタートし、「世界に冠たるNAGOYA」へと積極果敢にチャレンジしてまいります。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成31年元旦

一日合同行政相談所

広報部 川村 浩史

名古屋会場

日 時 平成30年10月24日(金) 午前10時～午後3時

会 場 ナディアパーク 3階デザインホール

相談員 仙石 秀久 副会長

戸加里 邦子 広報部員

豊田会場

日 時 平成30年10月16日(火) 午後1時～4時

会 場 豊田市民文化会館 展示室A

相談員 川村 浩史 広報部長

太田 昌宏 相談員



(名古屋会場)

総務省中部管区行政評価局主催の一日合同行政相談所（催事名「国・県・市による行政・法律なんでも相談所」）の開催に合わせて、愛知県行政書士会に相談員派遣のご依頼があり、名古屋会場、豊田会場にそれぞれ相談員2名を派遣しました。本年度より、名古屋会場だけでなく、豊田会場にも愛知県行政書士会として相談員を派遣する運びとなりました。毎年、多くの相談窓口が一同に会するこの相談会は、複数の相談ブースを一日で利用できる事もあり、開場前から多数のご相談の方々が立ち並ぶ盛況なイベントとなっています。

本年より参加した豊田会場においても同様に、相談関係、離婚に関する様々な手続等、市民の多様なご相談に対応するうちに閉会の時間となりました。

あらためて、日頃の相談対応の重要性、行政書士会の活動内容のPRの必要性を実感する機会となりました。参加機関は下記のとおりです。

参加機関（名古屋会場）

東海総合通信局

名古屋法務局

名古屋入国管理局

東海財務局

愛知労働局

中部地方整備局

中部運輸局

日本年金機構

愛知県（県民相談・情報センター、消費生活総合センター、女性相談センター）

愛知県警察本部（住民サービス課）

名古屋市（広聴課）

愛知県弁護士会

名古屋税理士会

愛知県司法書士会

愛知県行政書士会

行政相談委員

中部管区行政評価局

参加機関（豊田会場）

名古屋法務局

愛知労働局

中部地方整備局

日本年金機構

愛知県（女性相談センター豊田加茂駐在室）

愛知県警察（豊田警察署警務課）

豊田市（市民相談課、道路維持課、河川課）

愛知県弁護士会

東海税理士会

愛知県司法書士会

愛知県行政書士会

豊田市社会福祉協議会

豊田市家庭悩みごと相談員

行政相談委員

中部管区行政評価局

民法はこう変わる ⑦

～代理(1)～

名城大学 法務研究科 教授 仮屋 篤子

今回は、「代理」を取り上げます。

「代理」の規定で改正された条文は、①代理行為の瑕疵、②代理人の行為能力、③復代理に関する規定、④代理権の濫用、⑤自己契約及び双方代理等、⑥無権代理と表見代理です。現行民法の解釈から特に変更がないものもありますが、代理についてはきちんと取り上げてほしいとのご希望がありましたので、2回に分けてご説明いたします。

第1回目の今回は、①代理行為の瑕疵②代理人の行為能力③復代理に関する規定を取り上げます。

代理行為の瑕疵

代理は、代理人がその権限内において本人のためにすることを示して「意思表示」をした場合に、その効力が直接に本人に生ずる制度です。したがって、意思表示は代理人と相手方との間で行われます。その際に、意思表示の効果が意思の不存在や詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合に、その事実の有無は、代理人について決するものとされています（現行民法101条1項）。

具体的には、①代理人がした意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、強迫によって影響を受けるべき場合、例えば、代理人が錯誤、詐欺又は強迫に基づいて意思表示をした場合、②代理人がした意思表示の効力が、ある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合、例えば、代理人が錯誤に基づいて意思表示をしたが重大な過失があった場合、③相手方がした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合、例えば、心裡留保に基づいて相手方がした意思

表示について相手方の真意を知り又は知ることができた場合や、第三者による詐欺に基づいて相手方がした意思表示について第三者による詐欺の事実を知っていた場合などが挙げられます（部会資料66A12頁）。

現行民法101条1項の条文においては、この意思表示が、相手方から代理人に対してなされたものであるか、代理人から相手方に対してなされたものであるかについては、条文上の区別はなされていませんでした。これが下記のように改められました。

（代理行為の瑕疵）

改正民法第101条

- (1) 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は代理人について決するものとする。
- (3) 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

改正民法101条1項には、先に挙げた具体例の①

と②が該当し、同2項には、具体例の③が該当します。

中間試案では、特定の法律行為を委託した場合以外でも、本人が知っていた事情や、本人が過失によって知らなかった事情について、本人がこれを代理人に告げることが相当であった場合には、本人は、代理人がその事情を知らなかったことを主張できないとする条文が提案されていました（中間試案第4,2(3)(4)）。しかし、この要件では抽象的、評価的に過ぎる旨の指摘があったこと等を踏まえて、本人が代理人に特定の法律行為を委託したことという現行法の要件の解釈・認定を通じた解決に委ねることとし、現行民法101条2項の規定がそのまま改正民法101条3項に繰り下げられました（部会資料66A 14頁、法制審議会民法（債権関係）部会第76回会議事録30頁）。

また、現行民法において問題となっていた場面として、④代理人が相手方に詐欺を行った場合の処理があります。すなわちこの問題を、代理行為の瑕疵ととらえるか、第三者による詐欺ととらえるかです。代理行為の瑕疵として捉えるのであれば、代理人が相手方に詐欺を行った場合には、本人がこれを知らなくても相手方は当該意思表示を取り消すことができます（大判M39・3・31民録12輯492頁）。しかし、第三者による詐欺（現行民法96条2項（改正民法も同じ）と捉えるのであれば、本人が代理人の相手方に対する詐欺の事実を知り、または知ることができたときに限り、詐欺にあった相手方は、意思表示を取り消すことができます。

この点については、改正民法101条1項と2項において、④の場面を本条の適用場面から外したことにより、96条の問題であることが明確となり、大判M39年判決は先例としての価値を失いました¹。

代理人の行為能力

（代理人の行為能力）

改正民法第102条

制限行為能力者が代理人としてした行為は、

行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

現行民法102条は、「代理人が行為能力者であることを要しない」と規定するのみで、内容に不明確な部分がありました（部会資料66A 15頁）。そこでこれを、制限行為能力者が代理人である場合でも、その者が代理人としてした行為は行為能力の制限によっては取り消すことができない旨の規定であることを明確にしました（部会資料66A 15頁）。

現行民法において問題となるのは、制限行為能力者が他の制限行為能力者の代理人となりうる場合があることです（現行民法847条、同法876条の2第2項、同法876条の7第2項など）。たとえば、未成年者の父が被保佐人である場合に、父が子の法定代理人としてした代理行為は取り消すことができないことになってしまいます。

このように制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人である場合に、その代理行為を常に有効としてしまうと、本人の保護という制限行為能力者制度の目的が十分に達せられない恐れがあること、また、本人が代理人の選任に直接関与するわけではないため、代理人が制限行為能力者であることによって生ずるリスクを本人に引き受けさせる根拠にも乏しいことから、ただし書きで例外が規定されました（部会資料66A 16頁）。

復代理に関する規定

現行民法第105条（復代理人を選任した代理人の責任）一削除

（法定代理人による復代理人の選任）

改正民法第105条

法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを

得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

(復代理人の権限等)

改正民法第106条

- (1) 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。
- (2) 復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

復代理に関する規定のうち、変更があったものはこの3つの条文です。そのうち、改正民法105条は、現行民法105条を削除したことに伴って現行民法106条を105条へと繰り上げたうえで、「前条第1項の責任」と書かれていた文言を、「本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う」と書き換えたものです。特に実質面での変更はありません。

また、改正民法106条も、第1項は現行民法107条1項と同じであり、2項は、現行民法107条2項の文言に、「その権限の範囲内において」という文言を付け加えたもので、こちらも実質面での変更はありません。

復代理の規定において、大きな影響があるのは、現行民法105条の削除です。

現行民法においては、任意代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ復代理人を選任することができません（現行・改正民法104条、自己執行原則）ⁱⁱ。このように104条で復代理人を選任するための要件が厳格であることから、現行民法105条によって、その厳格な要件の下で復代理人を選任した任意代理人の責任を軽減していました。しかし、現行民法105条には、問題が生じていました。

例えば、通常の債権者と債務者の関係において、債権者が債務者に対してその債務の履行に第三者を用いることを許諾した場合や、債務者が債権者の指名に従ってその債務の履行に第三者を用いた場合で

あっても、債務者が自己の債務を履行しないことによって債務不履行責任を負うかどうかは、債務不履行の一般原則に従って判断されます。ところが、現行民法105条によれば、任意代理人（委任契約の受任者）がその委任事務を処理するために（自己の債務の履行のために）復代理人（復受任者）を選任した場合には、その復代理人の選任が本人（委任者）の許諾を得たもの又はやむを得ない事由によるものであれば、それだけで一律に復代理人の選任及び監督の責任のみを負えば足りるとし、また、その復代理人の選任が本人の指名に従ったものであれば、それだけで一律に復代理人に対する監督の責任すら負わないこととなります。すなわち、任意代理人が復代理人を選任した場合については、任意代理人の本人に対する責任（債務不履行責任）が一律に軽減されることとなります（部会資料66A 17頁）。

そこで、復代理人を選任した任意代理人が本人に対して債務不履行責任を負うかどうかは、他の契約類型と同様に、債務不履行の一般原則に従って、事案ごとに柔軟な判断がなされるのが相当であるとして、現行民法105条が削除されることとなりました。その結果、復代理人を選任した任意代理人の債務不履行責任については、債務不履行の一般原則に委ねられることとなります（部会資料66A 18頁）。

さて、ここまでの条文は、分かりやすくなったでしょうか？ 次回は、④代理権の濫用、⑤自己契約及び双方代理等、⑥無権代理と表見代理について、ご説明いたします。

i ④の場面については、民法96条の改正の議論においても取り上げられ、代理人の行為を本人の行為と同視して、96条1項と同様とするとの規定が設けられることが検討されていましたが実現せず、現行民法と同様の第三者による詐欺の規定に落ち着きました（部会資料66A 4頁）。

ii これに対して、法定代理では、自由に復代理人を選任できます（現行民法106条、改正民法105条）。

日本人と外国人の間の子に関する認知請求

弁護士 西山 一博

1 外国人女性から、その子どもに関して、日本人である男性に対する認知請求の相談や依頼を受けることがあります。

この場合、あくまで、依頼者は「子」であり、子から父とされる男性に対して認知の請求をすることになります。ただし、多くの場合、子は未成年者ですから、親権者として、結局、母である外国人女性が実質的な依頼者となることになります。

2 認知が認められれば、子は、日本国籍を取得することができ、その母も日本人の実子を扶養する外国人親として、定住者の在留資格をとり得ることになります。

要件としては、日本人の父から認知がなされている子の親であって、当該子が未成年・未婚であること、そして、当該外国人が親権を有し、現に相当期間監護養育をしていること、となります(法務省平成8年7月30日通達)。

3 父である男性が認知の申し出に対して、応じてくれば、裁判手続等は必要ありませんが、弁護士に相談・依頼にくる事例の場合、「応じてもらえないから、相談に来ている」ということが殆どであり、多くの場合、裁判手続によらざるを得なくなります。

4 認知をしない父である男性としては、他の人と結婚していたり、その配偶者との間に子がいたりなどの事情から、認めるわけにいかないと考えているということが多いかと思えます。

そのうえで、弁護士からの請求があるにもかかわらず、それでも、まだ認めないというケースの比率は、日本人男性に対する認知請求のうち、母親が日本人である場合と比べて、母親が外国人である場合に高いと思えます。統計などを調べたわけではないので、あくまで、私の印象ではありますが、この「印象」が正しければ、私は、深刻な差別意識が背景にあると考えています。

「どうせ、在留目当てだろ」、「相続や養育費などの金目当てだろ」といったような意識で、応じる必要がないと考える人もいます。在留目当てであるとか、金目当てなどという発想や発言は、相手の生活や人生に真摯に目を向けておらず、親としての責任を果たすべきという認知が決定的に欠

如していると思います。さらに、相手が外国人であることから許されるような意識にある人も少ないと思っています。なぜなら、現に、相手が日本人の場合に比して、軽々しく、嘘をついて否定してくる「印象」があるからです。

あるとき、裁判所で、一緒に写っている写真や明らかに同一の筆跡の文書があるにもかかわらず、会ったことすら記憶にないなどと、荒唐無稽な虚偽の主張を繰り返し、DNA鑑定にも応じない本人やその代理人弁護士に対して、裁判官が形式的な進行を繰り返していたため、私は、前述のような話をしたうえで、「こんなことを許しているのか」、「本当に父でないというのであれば、なぜDNA鑑定にすら応じようとししないのか、強く説得すべきじゃないのか」、「日本の法律を司る者として恥ずかしくないのか」と、強く「演説」したこともありました。

5 ともかくも、相手方である男性が認知に応じない場合、法的にはどのような手続によることになるのか、といえますと、まずは、認知請求の調停を申し立てることになります。一定の種類の事件については、「調停前置主義」といって訴訟より前にまずは調停を申し立てなくてはならないことになっており、認知請求もその一つです。

調停手続中で、話し合いにより、男性側が認知することを認めれば、それで成立・終了となります。

6 認知することを認めなかった場合、不成立により終了することになりますが、その前に、通常は、調停手続中でDNA鑑定を求めます。男性側が、DNA鑑定に応じれば、その結果に従った内容で、多くの場合はそれに応じることとなり、成立・終了となります。

7 DNA鑑定は、何か身体の一部を切りとったりなどの「痛み」を伴うものではなく、綿棒みたいなもので、体液を採取して行うものです。したがって、それ自体苦痛なものではありません。

8 DNA鑑定にも応じなかった場合、訴訟手続によらざるを得なくなります。

訴訟手続に至ってからも、DNA鑑定に応じるように引き続き求めていきます。調停段階では応

じなかった人でも、訴訟段階になると「あきらめて」応じてくることが多い印象です。

9 しかし、それでも応じなかった場合、DNA鑑定以外の立証方法によることとなります。

この際、DNA鑑定に応じないこと自体が父親であることを認めるべき間接事実といえるかということが問題としてあります。これに関しては両論あるところです。

したがって、子どもの側としては、「本当に父でないということであれば、DNA鑑定に応じて堂々と証明すればいいのだから、応じないこと自体が父であることの証左だ」という主張もしつつ、それだけで勝訴できるとは考えずに、あわせて他の立証方法も考えます。

他の立証方法とは、例えば、母である女性と相手方男性とが一緒に写っている写真、子どもと写っている写真、渡航歴、メール、母方の国における手続書類など、様々なものが考えられます。

これらの証拠から一定の関係があったことをうかがわせるとともに、男性側の主張との矛盾点を指摘していくことになります。

10 死後認知の請求をしたこともありました。

死後認知とは、男性側が亡くなった後に、認知を求めるものです。

相手方である男性は亡くなっているので、本来、訴えるべき被告がないこととなります。

しかし、この場合でも、死後3年以内であれば、訴えにより求めることができ、相手方は検察官となります。

そして、この場合にも、最も有力な立証方法は、

DNA鑑定になります。亡くなっている人との間の父子関係を証明するために、どうやってDNA鑑定をするかですが、当該男性の別の子などの血縁関係のある人に協力をしてもらい、その人のDNAと、子どものDNAを照合することになります。

私が依頼を受けたケースでは、当該男性の別のお子さんの依頼を受けた弁護士が、人道的見地から、その依頼者である協力者に説明・説得をしてくださり、無事DNA鑑定を行うことができましたが、依頼を受けた段階ではDNA鑑定ができないことを想定して立証の準備をしていました。

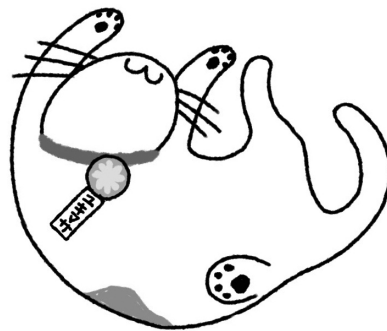
結果としては、DNA鑑定の結果、父子関係が証明され、認知請求は認められました。

11 前述のことにもあるように、弁護士としては、依頼者の利益とともに、真実義務や正義の観点からも考える必要があり、ときに、その狭間で悩むことも少なくありません。

しかし、依頼者の利益の観点からも、広い視点、あるいは長い目で見たときに、やはり、真実に反することなく、あるいは人道的観点からの方針を伝えることが望ましいことが多いと思います。

12 本稿は、子どもの側からの依頼のお話ですが、相手方からの相談などのような場合、弁護士して、どのように依頼者と接し、説明するか、大変難しいことも少なくありません。

しかし、いずれにしても、相手の外国人女性や、子どものことを、まるで物のように扱う発言・考えや、態度などを、そのままにして進めていくことは、私は正しいとは思えないと考えています。



部長さん 聞いてみよう

本会の常務理事の皆さんは、各業務部の部長さんとして様々な取り組みをされています。

「部長さんに聞いてみよう！」は、各部の部長さんにその部の活動内容や今後の取り組み、抱負などインタビューしながら、愛知県行政書士会の活動に「自然と詳しくなれる」コーナーです。



(内藤祐滋法人経営部長)

川村：それでは、「部長さんに聞いてみよう！」も8人目の登場となります。本日は法人経営部の内藤祐滋部長にお越しいただきました。本日はよろしくお願ひします。

内藤：お願ひします。

川村：毎回各専門部の業務内容についてお聞きするところから始まっています。法人経営部の担当している業務内容について簡単に教えていただけますか。

内藤：ご承知の通り、担当業務のボリュームの大きい部会だと思います。風俗営業、古物営業など警察関係の許可を中心に、倉庫業、法人設立等非常に幅広いです。

川村：私は地元の豊田支部で法人経営部を担当していた時期があって、他の業務部にはまらないテーマの研修会などを、とりあえず法人経営部の研修会として行ってたくらい幅広いと思っています。我々の任期としては昨年度、本年度含めてですが、取り上げた研修会のテーマなど、具体的に行ってきた内容を教えて下さい。

内藤：昨年度は警察署の担当者の方にお願ひして風営業務の研修会、東京都行政書士会の大塚先生の「オーファックスについて（著作権業務の可能性）」、国際・私法部と合同で行った「技能実習法の実務についての研修会」などがあります。本年度になってからは6月末に民泊の営業許可についての研修会を行いました。

川村：直近ではどんな事をやりますか。

内藤：1月末に「古物営業法改正に伴う研修会」を行います。関連するテーマで深夜における酒類提供飲食店営業などについてもお話しいただけます。

川村：ざっと研修のテーマを並べていただいただけでも、いかに幅広いテーマを含んでいるか分かってくると思います。

内藤：もう一つ2月に経理部と合同で「消費税」をテーマにした研修会や「消防法」をテーマにした研修を計画しています。

川村：一番反響が大きかった研修だとどれになりますか。

内藤：参加人数が多かったのは、山脇康嗣弁護士に講師をお願ひした「技能実習法」の研修会ですね。(300名以上席のある)伏見のサンスカイルームがほぼ満員になるくらい盛況でした。

また今月急遽企画した「公証人法施行規則改正に伴う説明会」も200名以上の申込みをいただいています。

川村：このインタビューが掲載される頃には、開催済みになってしまいますが、非常に反響がある研修会を次々と開催している印象ですね。企画するにあたってはどのような事に着目していますか。

内藤：「会員のために」業務の新規開拓、顧客開拓に繋がる案件を法人経営部会の皆さんと研究し、そのまま「収入増」まで繋がってくればというところを考えながら資料を探って企画を行っています。

川村：少しでもそこに繋がればという事ですね。

内藤：特に若い会員さん、新規登録の方にとってそのようになればと。常に部会内で相談しています。

川村：必ずしもご自身で普段やっている業務に限らず、広く情報収集を行うのは運営側としては大変な労力ですね。

- 内藤：今後電子化、オンライン化が進むにつれて減っていく業務もあると思いますが、常に新規の「ネタ」を探しています。私自身色々な許認可に携わってきました。
- 川村：最近だとどういう仕事が増えてきた印象ですか。日頃の業務だと何が一番多いとか。
- 内藤：地域柄かどうかわかりませんが、開発、農地、物流倉庫の許可、建設業では機械器具設置工事業とかメーカー企業が顧客に多いのでその法務部などから許可関係の相談があります。
- 川村：法人様からのご依頼が多い感じですか。例えば倉庫業の関係だと、建物そのものはもちろん、敷地の農地転用であるとか、複合的なご依頼に発展する業務が多いのではないのでしょうか。
- 内藤：単体で倉庫業許可だけの必要で依頼が来るというよりも、複数案件が絡んでいますね。依頼の経緯も多岐にわたりますので、色々な事を知っていないとその対応はやっていかれないですね。
- 川村：ご自身の仕事でも必要に迫られる部分があって、角度を広く取った形で情報収集をしながら日々勉強されている事が、法人経営部にも生かされているわけですね。
今後の研修会予定についてもご紹介いただきましたが、あえて力を入れていくとなるとどういった活動内容になりますか。
- 内藤：業際問題の配慮は必要ですが、「交通事故」に関しての行政書士の取り組みの研修会を協議しています。先を見据えた調査も部内で研究しています。本年度中にできるかどうかはわかりませんが、日行連の資料等も検証しているところです。
- 川村：行政書士ならではの関与の仕方という事になると、紛争に介入していくわけにはいかないもので、事故に遭われた方の障害者認定手續のご相談であるとか、様々行政手続が必要な場面はありますね。
- 内藤：実際に困っている方が多く、仕事として見てもある程度ボリュームのある分野であるので、検証をしたいと思っています。
- 川村：交通事故の発生件数に比べると、行政書士で関与している方はそこまで多くない分野ですね。
- 内藤：他の分野も色々手探り中です。
- 川村：前々からテーマを組むだけでなく、その都度のタイムリーなテーマの必要性も出てきますね。
今後の研修会も楽しみです。さて毎回各部長さんに趣味や息抜きをお聞きしていますが、どうでしょうか。
- 内藤：最近では忙しくて行けてないですけど、「魚釣り」が好きですね。
- 川村：そうなんですか。海釣りですか。
- 内藤：海釣りですね。あとメダカのブリーダーみたいなこともやっています。メダカとかカブトムシとか。知り合いにそういう業者さんがいて。
- 川村：少年の頃を思い出しますね。それってかわいがるためか、販売用かどういう感じなんですか。
- 内藤：販売はしません、観賞用です。
- 川村：管理とか大変なんですか。
- 内藤：おかげで家は常に24℃です（笑）。
- 川村：そうなんですか。外に出かけているイメージを持っていたので意外でした。
- 内藤：外も好きですよ。
- 川村：メダカは癒されそうですけど。昆虫はどうなんですか。
- 内藤：好きな人はすごく好きですよ。海外の珍しい品種がいて。
- 川村：日本のより大きくてカッコいい奴ですね。意外な事をされているんですね。聞けば聞くほど新情報が出てきますね。このインタビューをやっている面白さでもあります。
まだまだ本年度の活動があります。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。
- 内藤：ありがとうございました。

（聞き手 川村浩史広報部長）

注）この記事は平成30年11月21日時点のインタビューをもとに編集・再構成しています。



（法人経営部会開催風景）

ライブラリ研修動画一覧

(平成30年11月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○
6		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○
7		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○
8		建設環境部	398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について
9	441		H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
10	449		H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
11	472		H25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
12	474		H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
13	494		H26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
14	498		H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
15	500		H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について(3)国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
16	512		H27. 3.20	建設業許可と経審について（大臣）	×
17	513		H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
18	514		H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
19	515		H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
20	518		H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
21	530		H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
22	531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×	
23	運輸交通部	357	H23. 1.26	倉庫業について	○
24		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
25		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
26		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
27		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
28		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について(3)封印について（出張封印等）	○

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
29	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○
30		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○
31		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○
32		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国国籍等収集方法と見方	○
33		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○
34		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○
35		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○
36		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○
37		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○
38		521	H28. 1.28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日1/28	○
39		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○
40		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○
41		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ① 国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ② 在留資格「経営・管理」のポイント	○
42		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○
43		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○
44		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会（永住許可申請について、パスポートの見方）	○
45	土地利用部	374	H23. 8.23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
46		442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
47		451	H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○
48		461	H25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街区調整区域の話	○
49		489	H26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○
50		493	H26. 7.24	愛知県における開発許可等	○
51		502	H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○
52		507	H27. 1.19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○
53		516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
54		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○
55		527	H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○
56		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○
57		533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識～行政書士ができる空き家対策～	○
58	538	H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	
59	544	H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	
60	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
61		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
62		473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○
63		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×
64		499	H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○
65		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	×
66		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○
67		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○

<h2 style="margin: 0;">ライブラリ研修申込書</h2>				
愛知県行政書士会会長 殿			平成 年 月 日	
申込者	氏名			
	支部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号	TEL () —		
	メールアドレス	FAX () —		
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
 開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
 開催日 毎月第二水曜日
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
 開催日 平成31年1月16日(水)
 時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
 開催日 毎月第一水曜日
 時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

平成31年1月1日

会 員 各 位

建設環境部
運輸交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



尾北支部：澤田 和徳会員

会報委員 梶原 郁



今回訪問させていただいたのは江南市上奈良町で開業されている尾北支部江南地区幹事の澤田和徳会員です。

澤田会員は平成22年に「行政書士澤田事務所」の所長として開業されていますが、この澤田事務所は亡きお父様が開業されたもの。お父様が亡くなられた当時まだ大学院の学生だった澤田会員は事務所をどうするか悩まれたそうですが、残されたお客様を思い、土地家屋調査士と行政書士の両資格をお持ちの叔父様の助けを借りて開業を決意されました。実際に業務を行ってみて、人の役に立つことがダイレクトに感じられるやりがいのある面白い仕事だと強く実感されたそうです。

もともとお父様の地盤を引き継いだこともあり、主要業務は建設業関係6割、農地転用及び土地開発等が4割ということですが、建設業に関しては許可申請から経営事項審査申請、入札参加資格申請まで一連の業務をこなされ、経審においては補助業務要員もされているスペシャリスト。また、土地開発においても、農地や調整区域が多い土地柄に加え、不動産業者からの紹介も多く、様々な案件を手掛けられているため豊富な知識をお持ちです。

そんな澤田会員は専業であることにこだわりを持たれています。行政書士の業務は奥が深く、一つの業務だけでも関連する法令等幅広く係わってくるので、自分の専門業務をより深く掘り下げ、お客様のためになるよう的確なアドバイスをすることを心掛けているそうです。「プロフェッショナルであること」と仰る澤田会員の言葉には、行政書士としての

プライドとお客様のことを第一に考え、一つ一つの案件に丁寧に向き合い誠実に業務を行う姿勢が感じられました。

開業後8年経った今でも、「まだまだ実績が浅いのでつまらないミスをしないように気を付けたい。」とご謙遜される澤田会員。足を地に着け堅実に業務を行うと共に、「若手ならではのスピード感を大切にしたい。」と躍動的な一面もお持ちでした。また、色々な人に助けられて今の自分があることを実感されているため、人との繋がりをとても大切にされています。日中の業務に加え、夜は様々な会合に出席するなどして積極的に人と会うことを心掛けているので忙しい毎日ですが、その分、休日はしっかり家族サービスをされるそうです。4歳のお子様と遊ぶことが唯一の趣味だと笑顔で話されていました。

現在3名のスタッフの方と共にお仕事をされていますが、事務所内が整理整頓されているだけではなく、データも案件ごとにナンバリングして共有サーバーに保存するなどしっかり管理され、仕事のしやすさ、分かりやすさにも心掛けておられます。スタッフあつての事務所ということでスタッフへのサポートも充実され、将来的には法人化も視野に入れているそうなので、今後のご活躍が楽しみです。

最近は裏メニューとして「入管業務」を手掛けていらっしゃるのか。お客様からの紹介がきっかけで始められ現在はモンゴル国限定だそうです。既に何人かの在留資格を取得されています。政府も外国人労働者の受入れを推進していることもあり、これからの需要が期待される楽しい分野だそうです。

「頑張り過ぎずに頑張る」を銘としているというものの笑顔で穏やかに仰っていましたが、実はとてもストイックで、人一倍努力をしてこられたご様子。ご苦勞を経験されているからこそ、今の信頼と実績がお有りなのだと実感致しました。

今回はお忙しい中、貴重なお時間とお話を頂きありがとうございます。澤田会員の今後益々のご活躍を祈念致します。

各支部 研修会 の ご案内

名古屋支部主催研修のご案内

1. 研修会タイトル：『本当はこれが知りたかった！！入管業務の始め方・続け方』
2. 開催日時：平成31年2月13日(水)
午後6時30分～8時 受付開始：午後6時より
3. 研修会場：ウインクあいち 13階 1305
名古屋市中村区名駅4丁目4-38
4. 研修内容：入管業務に関心をお持ちの会員に向けて集客方法、How To、疑問点など入管業務に精通した名古屋支部会員がパネリストとなり質問にお答えする座談会形式の研修会です。
5. 講師：森 隆会員、陸 遥会員 他
6. 資料：当日配布
7. 定員：36名（先着順） 名古屋支部外の会員は参加費500円を申受けます
8. 懇親会：名駅周辺 参加費 4,000円程度
9. 申込期限：平成31年1月18日(金)
10. 申込先：名古屋支部会員 森 隆
FAX 052-414-7519

~~~~~ 申込書 ~~~~~

2月13日開催の名古屋支部 入管業務研修に申込します

|                  |      |
|------------------|------|
| 支部名：             | 氏名：  |
| TEL：             | FAX： |
| 懇親会への参加 参加 : 不参加 |      |

# 支部だより

碧海支部

## 研修会及び懇親会 開催

会報委員 稲垣 宏隆

日 時 平成30年9月26日(水)  
 研修会 午後1時30分～4時30分  
 懇親会 午後5時～7時  
 場 所 研修会 刈谷市産業振興センター  
 懇親会 「嘉文」名鉄刈谷店  
 講 師 ワイズ公共データシステム(株)  
 取締役 荻原 隆仁氏



今回の研修会は、経営状況機関ワイズ公共データシステム株式会社の経営状況分析担当者様を講師にお招きし、『建設業財務諸表作成について』研修を開催することとなりました。

財務諸表を作成するうえで注意しておきたいのが、決算報告書と財務諸表の記載科目は必ずしも一致するわけではない点で、この記載科目はどこになるのだろうと迷う会員も多かったと思います。建設業許可申請を業務にされている会員は今までやってきた財務諸表の作成について研修を受けたことで、新たな知識を吸収することができ、また、新人会員も建設業許可申請をやってみようと思ったのではないのでしょうか。

研修後、会場を移し、懇親会を開催しました。講師の荻原隆仁氏にも参加して頂き、大変賑やかな懇親会になりました。日ごろ、なかなか交流することのできない、ベテラン会員と新人会員が料理とお酒を楽しみながら会員同士親睦を深めることができ、楽しい時間を過ごす事が出来ました。

西尾支部

## 市役所無料相談会

会報委員 加藤 隆広

日 時 平成30年10月3日(水)  
 午前10時～午後3時30分  
 場 所 西尾市役所11相談室  
 相談員 太田 知明会員 三浦 眞澄会員  
 相談者 3組



西尾支部では、行政書士制度広報月間の実施に伴い、西尾市役所で無料相談会を行いました。

相続や農地法、都市計画法、建築許可についての相談がありました。

相談者の様々な質問や相談を、太田知明会員と三浦眞澄会員が誠心誠意対応しました。

また、広報活動でポスター、クリアファイル等を西尾市役所の都市計画課、土木課、農林水産課（農業委員会）総務課、吉良・一色・幡豆の各支所、西尾警察署、西尾保健所、西三河事務所、矢作川南部土地改良区に配布しました。

この相談会を通じて市民の方が行政書士を知るよい機会となり、有意義な相談会となりました。

岡崎  
支部

## 相続に伴う税金について

岡崎支部 黒野 晃司

日時 平成30年7月31日(火)

午後2時～4時

場所 岡崎市図書館交流プラザ りぶら 103

講師 黒野 晃司

出席者 25名



相続税についての基礎知識が得られるよう税務署で配布されている手引きを利用して、おおまかな相続税のしくみをご説明しました。相続財産の7割を占めるといわれている土地については、路線価方式の地域と倍率方式の地域があること、路線価については、毎年日本一の路線価となる銀座鳩居堂前の路線価図も資料として用意しました。路線価図を初めて見たという方もみえ、役に立てたことと思います。また、小規模宅地等の特例の趣旨が理解いただけたことかと思えます。

今年から始まった特例事業承継税制について、概要をご説明し私見も交えどのような場合に活用できるか、あるいは、利用しないほうが良いケースもあることについて説明しました。

子にとっては、父母の相続が比較的短い間に発生することも考えられ、今回の納税額のみを意識した遺産分割では二次相続と合わせた納税額が多くなる可能性があることを事例で説明し、遺産分割にあたっては二次相続を視野に入れる必要があることを説明しました。

多くの方にご参加いただき、皆さまが高い関心を持っていることがわかりました。参加された皆さまの今後の業務に役立てられれば幸いです。

知多  
支部

## 運輸交通部第1回研修会

知多支部 河原 宏

日時 平成30年9月26日

午後2時30分～4時30分

場所 半田アイプラザ2会議室

出席者 9名



今回、知多支部運輸交通部の研修が支部会員の間瀬会員を講師に行われました。前半は「図柄入りナンバープレートへの変更」、後半は「一般貨物自動車運送事業許可申請 初級編」についてでした。

前半は、地方版図柄入りナンバープレートについては、支部地域には実施予定がないので概略説明にとどめ、ラグビーワールドカップとオリンピックの図柄ナンバーにつき対象車種、必要経費、大会終了後のナンバープレートの取り扱いなどを講義していただきました。

講義を聴き、疑問だった軽自動車の白色ナンバーの増加が「図柄入か！」と納得しました。ちなみに私の軽自動車も研修を参考に黄色から白色への変更を行ってみるつもりです。

後半は、いわゆる「緑ナンバー」の許可申請についての初級講義でした。

講師の先生自身が、申請をなさったばかりということで、申請書作成にとどまらず、具体的な内容の講義となりました。依頼、相談があったとき確認すべき物的要件、人的要件、金銭的要件等に始まり「申請は予定で行い、許可後に申請通りに行く」までの業務の流れに沿い許可への道のりを教えていただきました。

最後に質疑応答も行っていただき大変有意義な研修になりました。

中央  
支部

## 平成30年度第1回法人 経営業務部会研修会

中央支部 小林 幸弓

日時 平成30年9月27日(木)  
午後6時～8時  
場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室  
講師 日本政策金融公庫 名古屋中支店  
国民生活事業 融資第三課 ご担当者様  
テーマ 『融資制度の概要』  
出席者 16名



中央支部の平成30年度第1回法人経営業務部会の研修会は、日本政策金融公庫より融資のご担当者様をお招きし、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する融資制度及び創業時の融資についてお話しいただきました。

前半は、経営者の高齢化や事業承継に関する意識などのデータを基に、事業承継の現状についてご教示いただき、日本政策金融公庫の新しい融資制度「事業承継・集約・活性化支援資金」の概要についてご説明いただきました。事業承継前の準備にも利用できる制度であり、行政書士の顧客である中小企業経営者の方へご提案できる内容でした。また、資料として頂いた「つなぐノート」も事業承継の具体的な計画・行動を検討する際に役立ちそうです。

後半は、創業融資をテーマにお話しくださいました。融資担当者から見た創業計画書や資金計画の具体例の他、行政書士業務である許認可と融資のタイミングについてなど担当者ならではの貴重なお話を聞くことができました。

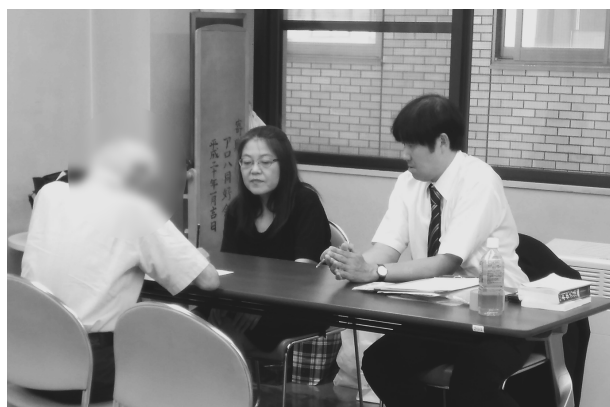
今回の研修は、許認可業務だけでなく相続業務を取り扱う際にも参考になる内容であり、それぞれの会員の業務に役立てていただければと思います。

知多  
支部

## 阿久比町一斉無料 相談会

知多支部 藤井 基成

日時 平成30年10月1日(月)  
午前10時～午後4時  
場所 阿久比町中央公民館201研修室  
相談員 岡戸 正成会員 大平 邦子会員  
羽村 房雄会員 藤井 基成会員  
相談者 8組(10名)



台風一過の秋晴れの10月1日、阿久比町中央公民館で一斉無料相談会を実施しました。準備の為、早めに会場に到着してびっくり。既に3名の方が待たれていました。ありがたいことです。

慌てて準備して予定より早くに開場しました。

相談内容は、「相続・遺言書」に関するものが7件、不動産賃貸借契約書に関するものが1件の合計8件でした。やはり相続問題は皆さん関心が高いようです。

相続に関する相談は、業際に気を付けるのはもちろんのこと、相談者さんの心情に配慮して言葉を選びながら、行政書士としてできる最大限の回答をしなければなりません。丁寧に話を聞き、少しでもタイムリーな回答ができるように心がけましたが、複雑な案件も多く、改めて相続問題の難しさを痛感しました。

相談時間は長い方で1時間以上という方もいて、件数の多さも相まって相談員の先生方もほぼフル回転状態でした。終了時はみんなヘトヘトでした。

でも相談者さんに「ありがと、よく分かったよ。」と笑顔で言っただけのとやはり嬉しく、疲れも吹き飛びました。相談員の会員の皆様本当にお疲れ様でした。今後も知多支部として皆様に喜んでいただける相談会を続けていきたいです。

中央  
支部

## 平成30年度第1回建設 環境業務部会研修会

中央支部 佐藤 甫

日時 平成30年10月4日(木)  
午後6時～8時  
場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室  
講師 ワイズ公共データシステム株式会社  
取締役 荻原 隆仁様  
テーマ 『財務諸表作成の留意点  
～特殊経審事例等～』  
出席者 22名



中央支部の平成30年度第1回建設環境業務部会の研修会は、平成29年12月22日に愛知県行政書士会と業務提携基本契約を締結いたしました、ワイズ公共データシステム(株)より荻原隆仁様をお招きして、“財務諸表作成の留意点～特殊経審事例等～”について講義をしていただきました。

今回の研修会は、設立時経審、決算期変更、法人成り・個人承継、合併経審、譲渡経審、分割経審等の特殊経審事例での財務諸表作成上の留意点と言う上級者向けの研修でした。

上級者向けではありますが、始めに経営事項審査とは何か、総合評定値(P点)の算出方法等経審の基本について説明がありました。

続いて、各特殊経審事例についての財務諸表作成の留意点や分析申請時での注意点について説明がありました。

途中、休憩をはさみながら、後半は電卓を使用して決算変更時に必要な換算報告書での計算問題、法人成りでの純資産の部の組換方法の計算問題といった実践的な研修となりました。

講師の荻原隆仁様の講義は、とても丁寧でわかりやすかったです。

大変有意義な研修会でした、ありがとうございました。

一宮  
支部

## 平成30年度第1回 運輸交通部会研修会

会報委員 奥 智子

日時 平成30年10月4日(木)  
午後2時～4時  
場所 尾張一宮駅前ビル(通称:iビル)  
6階 小会議室  
講師 中部運輸局 愛知運輸支局  
輸送企画専門官 大石 悟氏  
テーマ 『一般貨物自動車運送事業の実務』  
参加者 11名



一宮支部平成30年度第1回運輸交通部会研修会を10月4日(木)午後2時より、講師として中部運輸局愛知運輸支局、大石悟輸送企画専門官をお招きして『一般貨物自動車運送事業の実務』をテーマに開催しました。

当日参加者は11名でしたが、今までに一般貨物自動車運送事業許可申請を行った人が1人もお見えにならなかったため、大石様より運送事業制度の説明や申請書の書き方、書類作成での注意点などを一つ一つ解り易く、丁寧に解説をして頂きました。

また、許可申請だけでなく、行政書士として許可後における事業主様が忘れがちな届出や報告書などの作成・提出業務があることや、事業を行う上で備え付けておく帳簿類があることを事業主様へアドバイスすることで、より強い信頼関係が結ばれるとのビジネスアドバイスも頂きました。

我々の立場になり色々なお話を頂き、知識習得と同時に、今後運送事業に携わる自信も得る事が出来た、本当に充実した研修会となりました。



東名  
支部第一回建設環境部  
研修会

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成30年10月5日(金)

午後4時～6時

場 所 尾張旭市中央公民館

勤労青少年ホーム101A会議室

出席者 19名



東名支部建設環境部主催の支部研修会が、10月5日(金)に開催され、19名の支部会員が参加しました。谷口一直接建設環境部部長の司会進行の下、ワイズ公共データシステム株式会社様が講師を務められました。

今回のテーマは、「財務諸表作成実習～決算書から建設業財務諸表を作成する～」でした。

講義はまず、経審についてどういったものか、何のためにするものかといった概要と、大まかな流れについて学びました。

その後申告用の決算書から建設業財務諸表を作成する際のポイントについて説明を受けました。また、提出された練習問題を各自解きながら、答え合わせをする形で逐一解説をして頂きました。中でも、財務諸表振替科目の留意点や消費税の処理方法については、特に詳しく解説をして頂きました。

終盤では、よくある質問や参考となる事例をご紹介頂き、最後には質疑応答がされ、講義は終了しました。

内容が非常に盛りだくさんで、大変有意義な支部研修会でした。

海部  
支部平成30年度  
無料相談会

会報委員 岩井 実

日 時 平成30年10月6日(土)

場 所 津島市文化会館 (津島市)

日 時 平成30年10月20日(土)

場 所 十四山総合福祉センター (弥富市)

日 時 平成30年10月27日(土)

場 所 甚目寺総合福祉会館 (あま市)

各会場共に午前10時～午後3時



平成30年度の行政書士広報月間に伴う活動として、本年も三会場で無料相談会を実施いたしました。

相談件数は津島市会場 (津島市、愛西市対象) で5件、弥富市会場 (弥富市、蟹江町、飛鳥村対象) で3件、あま市会場 (あま市、大治町対象) で10件という結果でした。

この数年の各会場における相談者数の動向を見てみると、あま市会場の相談が毎年多く、特に本年は開始前から3名ほどお待ちいただくなど、相談者の関心の高さに驚いた次第です。

本年も相続関連の相談がほとんどで、これからますます増えていくものと感じ、民法改正 (相続法の改正) についても、これからの研修会を通じて研鑽を重ねていく必要があると改めて実感した相談会でした。

中央  
支部

## 平成30年度第2回 支部研修会

会報委員 戸加里 邦子

日時 平成30年10月11日(木)

午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 竹田 勲会員 (中央支部)

テーマ 第一部：『特定行政書士について』

第二部：『行政不服審査法と行政手続法の  
問題演習と解答解説』

出席者 16名



中央支部の平成30年度第2回支部研修会は、本会副会長でもある当支部の竹田勲会員による「特定行政書士について」でした。特定行政書士について理解を深め、人数を増やし、又業務を拡げていくことは支部としても重要な課題です。なので、制度が始まった翌年から考査前のこの支部研修が始まり、今回で3回目となります。

まず、初回から講師をして下さる竹田会員から特定行政書士についての説明がありました。不利益処分、事前救済としての聴聞の代理、事後救済としての審査請求の代理等職域が大きく拡がることを詳しく丁寧にお話して下さいました。

次に問題演習となり、考査の大半を行政不服審査法と行政手続法が占めるため、この2法に絞った14問を解いてゆきました。筆者も第2回の考査を受けるために、一昨年この研修を受講しましたが、正直申し上げて竹田会員作成のこの演習問題の方が難しく、冷や汗タラタラの惨憺たる結果でしたが、逆に気持ちが引き締まり、残りの日数の頑張りで何とかかなったことを思い出しました。解答も1問ずつ条文と照らし合わせながら詳しく解説していただき、特に今回考査を受ける会員の方は真剣そのもので、研修後も熱心に質問をしていらっしゃいました。

岡崎  
支部

## 株式会社設立時の定款作成 業務についての研修会

岡崎支部 増田 尚也

日時 平成30年10月12日(金)

午後2時～4時

場所 岡崎市図書館交流プラザ りぶら 103

講師 増田 尚也会員

出席者 16名



株式会社設立時の定款作成業務につきまして、汎用性が高い定款内容及びご依頼者様の意向を反映させた内容への変更方法に重点をおきながら、研修会を開催させて頂きました。

定款を作成する上で、各章の構成、絶対的記載事項やその他の記載事項の内容及び意義を確認しつつ、会社設立後を見据えて、各条項を変更することのメリット・デメリットについてもお話をさせて頂きました。

また、少しではございますが、ご依頼者様へお伝えができるよう、定款認証後から実際に会社設立登記をするまでの流れ、定款以外のその他必要な書類等についても触れることができました。

最後になりましたが、今回の研修会に出席して頂いた皆様には、私が講義に不慣れであったため、ご迷惑をおかけしたとは存じますが、それにも関わらず、研修内容についてのご質問を頂いたり、メモを取って頂いたり最後まで熱心な姿勢でご参加して頂きましたことを感謝致します。

尾北  
支部

## 平成30年度 研修旅行

尾北支部 田中 幸子

日時 平成30年10月12日(金)～13日(土)

行先 四国・金刀比羅宮方面

しまなみ海道～瀬戸大橋、金刀比羅宮参拝・倉敷散策

参加者 19名



JR新幹線で岡山駅まで1時間半余と一気に跳んで、地元下津井電鉄のワイファイ付新車のバスで、ゆったりと四国へ向けて出発。青空の下、ワイワイ飲み歓談し、瀬戸内しまなみ海道を目指して行った。

本土と四国をつなぐのは、鉄道併設の倉敷坂出間の瀬戸大橋、神戸淡路鳴門自動車道のある明石海峡大橋、そして歩行者、自転車、原付専用道路を併設している大橋の三橋で、一番景色が良く時間がかかるこの「しまなみ海道」が、特にサイクリストに人気があって、この10橋を、外国人・女性・若人から高齢者まで大勢が2泊3日程かけて楽しんで渡っているようだ。

向島、因島、生口島、大三島と渡り、多々羅公園で、穏やかな瀬戸内海と大橋の美しい景色の前に集まって記念撮影。昼食をいただいてから、伯方島の次、最後の大島にある「村上水軍の博物館」に立ち寄った。宣教師ルイス・フロイスに「日本最大の海賊」と言わせた能島村上氏の実態が古文書や出土品とともに展示され、ガイドの丁寧な説明はわかりやすかった。瀬戸内海芸予諸島の海上交通・安全・交易・流通を担い、文化人の資質も持つ一族で、多様な活動をした「海賊」だったのだ。

来島海峡SAを経て愛媛県入り、海城「今治城」にも登った。藤堂高虎が5年の歳月で築城した城は、堀が海につながり、城から軍船を出すことも可能な

堅固な城であり、再建城郭の展望階まで141段を登ってみると、今治平野・四国山地まで一望でき、瀬戸内海がずっと監視できる城であることがよくわかった。

香川県入りし、こんびら温泉旅館で夜は懇親宴会。

翌朝の大目標は象頭山の金刀比羅宮に参拝する事。785段を登りきって御本宮に詣り、総数1368の石段を登りきって奥社にも参られた健脚が多数だった。

「現代のお籠」すなわち「うどんタクシー」に山の中腹までぐるっと廻って運んでもらい、杖を頼りにやっとこさお参りを果たした会員もあり、8時30分一斉スタート、全員が3時間弱にて無事参拝できた。

引き続き、四国八十八か所霊場第75番札所善通寺へ。弘法大師空海様の誕生の寺であり、ホテルのような宿坊のある大きな寺。尾北支部旅行はいつも我々の小さな信仰心を満たしてくれる旅が多くてとてもうれしい。

赤い「しもでん」大型バスは瀬戸大橋を渡って、岡山県倉敷市の美観地区、伝統的建造物群保存地区の散策へと我々を運んでくれた。倉敷川に並び立つ柳並木や、500円で乗船できる川舟遊覧。かつて運河として利用され、物資集積流通の町だった倉敷の、江戸時代の米蔵を利用した考古学系博物館や有名な「大原美術館」、旧家・旅館・飲食店や土産物屋前を、晴着振袖や女学生袴姿の若い女性達、大勢の外国人・家族連れ・カップルらが、みんなニコニコ只々歩いてとても楽しそうだった。

土産物で膨れ上がった荷物を手に、帰路は又岡山駅から新幹線のぞみにて1時間40分。全員が名古屋駅からそれぞれ送り出してくれた家族の待つ場所へと、無事に帰っていくことができた。

楽しい企画を提供して下さった役員の方々の、ご奉仕ご努力に感謝します。ほんとうにありがとうございました。

尾張支部

## 平成30年度 研修旅行

尾張支部 山本 知果

日時 平成30年10月13日(土)  
場所 滋賀県長浜市  
テーマ 『尾張支部研修旅行』  
参加人数 17名



平成30年10月13日、毎年恒例の尾張支部研修旅行が行われました。今年は滋賀県長浜市へ【近江牛鍋付き会席とパワースポット竹生島】をテーマとしたバスツアーへ行ってきました。

出発時には曇り空だったお天気も、最初の目的地、黒壁スクエアへ近づくにつれ、徐々に晴れ間が見えはじめ、絶好の旅行日和となりました。

黒壁スクエアではおのおの思い思いに町並みを眺めたり、美しいガラス細工を買い求めたりして散策を楽しんだ後、「千茂登」にて昼食に近江牛鍋付き会席をいただきました。

昼食後は長浜港へ移動し、竹生島まで琵琶湖汽船での船旅を楽しみました。琵琶湖は海とは違い波もないため、船は揺れることも無く、風を感じながらの気持ちの良いクルーズでした。

パワースポットとして知られる竹生島には、市杵島比売命(弁財天)・宇賀福神・浅井比売命(産土神)・龍神の四柱の神様が御祀されている竹生島神社があります。急な階段を、息を切らしながら登り、神社に参拝をして戻ってくるとあっという間に帰りの時間が来ました。

さわやかな秋の気候を感じながら日ごろの疲れを癒しつつ、支部会員同士の親睦を深める良い旅となりました。

知多支部

## 親睦研修会

会報委員 鈴木 直美

日時 平成30年10月13日(土)  
午前7時～午後5時30分  
場所 飯田方面天竜川船下り他  
人数 62名



今年の知多支部親睦研修旅行は、“天竜船下り”をメインに、“たい焼き作り”“リンゴ狩り”と、お腹も思い出も盛りだくさんの行程で行われました。

朝、東海市、半田市それぞれの集合場所から出発したバスは、大府パーキングエリアで合流し、まずは、長野県飯田市を目指します。途中、恵那山トンネル手前で工事のため、少々遅れましたが、無事、船下りの出発港である弁天港に到着しました。そこから三艘に分かれ、時には波しぶきを浴び、時にはトンビに餌をやりながら、天気も機嫌も上々、時又港に着きました。

その後、そばの城で“たい焼き作り”を体験しました。これがまた、めでたい紅白のたい焼きで、目に楽しく、冷めてもモチモチとして、とても美味しかったです。

昼食は昼神温泉「ユルイの宿恵山」にて地元料理をいただきました。食後は、湯に入ったり、土産物を買ったりして、各々のんびりと過ごしました。そして、いよいよお待ちかね“リンゴ狩り”の時間です。すっきりとした青空の下、すでにパンパンに膨らんだ胃袋にこれでもかと、長野県自慢のリンゴ「シナノスイーツ」を詰め込み、一行はようやく帰路につきます。最後の休憩は刈谷パーキングエリアでした。何はともあれ、とっても楽しかったです。皆様、お疲れ様でした。

碧海  
支部

## 行政書士広報月間 「無料相談会」開催

会報委員 稲垣 宏隆

日 時 平成30年10月13日(土)

午後1時～4時

場 所 高浜市「Tぽーと」2F特設会場



行政書士制度広報月間に伴う活動として、支部を構成する各市において無料相談会を開催し、会報委員である私は、高浜市「Tぽーと」2F特設会場で行われた相談会の模様取材してきました。

会場には、のぼり旗を立て、相談員に法被を着てもらい、無料相談会を盛り上げて頂きました。

相談の予約をされた方が会場にお越しになり、相談員が丁寧に対応して下さったことで、相談にきてよかったと思ってくれたのではないのでしょうか。相談の内容は相続関連のことでした。

「Tぽーと」は高浜市のショッピングセンターで多くの方が来店することもあり、この相談会を通じて市民の皆さんが行政書士を知るよい機会になったと思います。

各市で無料相談員として協力して下さいました会員の皆さん、お疲れ様でした。

名古屋  
支部

## 常設無料相談会 (10月)

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成30年10月16日(火)

午後1時～4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー

相談員 飯田 徹会員、金丸 洋会員、  
鬼頭 誠会員

件 数 2件



10月16日(火)に名古屋支部常設無料相談会を名古屋市中村生涯学習センター1階ロビーにて行いました。今回は飯田徹会員(写真右)・金丸洋会員(写真左)・鬼頭誠会員が担当され、不動産関係についての相談と戸籍関係についての相談がそれぞれ1件ありました。

この日は新入会員の皆さんが牧野昌浩支部長にご挨拶に来ていました。支部長の牧野先生から年間の支部の行事の説明等がなされ、新入会員の皆さんはメモを取りながら話を熱心に聞いていました。



東三支部

平成30年度法人経営運輸交通部会・国際私法部会合同研修会

東三支部 木村 寿

日時 平成30年10月16日(火)  
午後2時～4時30分  
場所 豊橋市民センター（カリオンビル）4階  
中会議室  
講師 第1部 名古屋法務局豊橋支局  
登記官 柴田 尚樹様  
第2部 名古屋法務局豊橋支局  
総務課長 森田 勝人様  
テーマ 第1部 『法定相続情報証明制度及び今般の一部改正について』  
第2部 『法務局における遺言書の保管等に関する法律の概要について』

出席者 38名



10月16日、豊橋市民センター（カリオンビル）にて、東三支部平成30年度法人経営運輸交通部会・国際私法部会合同研修会が、第1部は名古屋法務局豊橋支局登記官柴田尚樹様を講師に「法定相続情報証明制度及び今般の一部改正について」、第2部は同じく名古屋法務局豊橋支局総務課長森田勝人様を講師に「法務局における遺言書の保管等に関する法律の概要について」、をテーマとして行われました。

第1部は、今回の研修会向けに講師自ら作成されたスライドを基に、法定相続証明制度の概要から一覧図の作成方法まで大変丁寧にご説明下さいました。

第2部は、平成30年7月13日に公布されたばかりの「法務局の遺言書の保管等に関する法律」の条文を基に自筆証書遺言の保管に関する法務局の事務及び手続をご説明頂きました。

第1部、第2部ともに、相続・遺言業務を行う上で関心の高い内容であり、たくさんの会員に参加頂き実りある研修会となりました。

西北支部

10月行政書士制度広報月間無料相談会

会報委員 加藤 朋彦

日時 平成30年10月21日(日)  
午前10時～午後3時  
場所 名古屋市北区清水四丁目4番1号  
名古屋市立八王子中学校内  
相談員 西堀 俊徳会員、小川 錠太郎会員、  
吉川 明宏会員、大石 文浩会員、  
丹所 美紀会員、内川 近保会員  
森越 靖会員、加藤 朋彦会員  
相談数 4件



西北支部では、行政書士制度広報月間における無料相談会としまして、毎年開催しています名古屋市北区の名古屋市立八王子中学校内で無料相談会を行いました。

平成30年度北区区民まつり「きた・きたフェスタ」というイベントのなかでの無料相談会であり、校庭内でテントを張った、ある1ブースを借りての行政書士PR活動も兼ねた無料相談会です。

当日は会場設営の準備のため、早朝から8名の会員にご協力をいただき、10時から15時までの予定で始まりました。行政書士のブースでは、スーパーボールすくいでお子様連れのご家族様に楽しんでいただき終始大変な賑わいとなりました。

相談件数は、相続関連が2件、後見人関連が2件のトータル4件でした。それ以外にも行政書士制度のPR活動でパンフレットをお渡しすると、行政書士の業務がよくわからないお客様が大勢見え、業務内容の簡単な説明を添えることができただけでも良いPR活動ができたのではないかなと感じました。

気持ちの良い天気にも恵まれ、会員皆様のおかげで大盛況のうちに無事終了しました。

名古屋  
支部

## 広報月間無料相談 会（中川区役所）

会報委員 廣瀬 亮一

日時 平成30年10月17日(水)

午後1時～4時

場所 中川区役所二階第二会議室

相談員 瀧 秀隆会員、鬼頭 誠会員、  
牧野 昌浩会員、後藤 岳範会員、  
宮島 陽子会員、沢田 剛啓会員

件数 5件



例年、名古屋支部では行政書士広報月間の10月に通常の無料相談会に加え、中村・中川・港の各区役所の会議室をお借りして無料相談会を実施しています。10月17日は中川区役所二階第二会議室をお借りし、宮島陽子会員・沢田剛啓会員・牧野昌浩会員・瀧秀隆会員・鬼頭誠会員・後藤岳範会員が相談員として対応されました。

遺言相続に関する相談が2件、各種契約に関する相談が1件、不動産関係についての相談が1件の合計4件の相談がありました。

名古屋  
支部

## 広報月間無料相談 会（港区役所）

会報委員 廣瀬 亮一

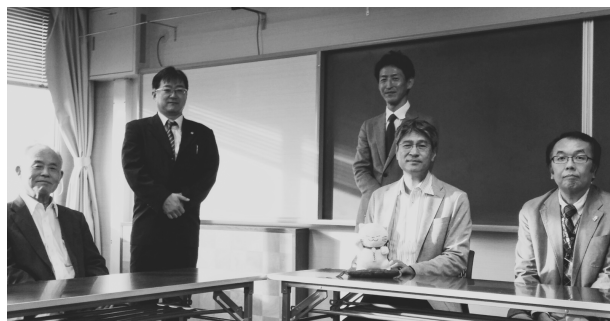
日時 平成30年10月22日(月)

午後1時～4時

場所 港区役所三階第三会議室

相談員 福田 隆彦会員、山田 安政会員、  
竹内 弘幸会員、佐々木 健一会員、  
原田 泰輔会員、廣瀬 亮一会員

件数 3件



10月22日に港区役所3階第三会議室にて無料相談会を行いました。昨年は衆議院選挙の実施に伴い、当会場が期日前投票所として使われることになり、開催日が変更されましたが、今年は予定どおりに実施することができました。

相談内容としては、遺言相続についての相談が1件、各種契約についての相談が1件、不動産関係についての相談が1件の合計3件の相談がありました。

### 法務省：民法（相続関係）改正法の施行期日について

民法（相続関係）改正法の施行期日は、

- (1) 自筆証書遺言の方式を緩和する方策
- (2) 原則的な施行期日  
(遺産分割前の預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、相続の効力等に関する見直し、特別の寄与等の(1)・(3)以外の規定)
- (3) 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等

2019年1月13日

2019年7月1日

2020年4月1日

になりました。

名古屋  
支部

## AI時代のマーケティング戦略

名古屋支部 大野 裕次郎

日時 平成30年10月26日(金)

午後6時30分～8時

場所 名南コンサルティングネットワーク  
研修室1

講師 石下 貴大東京会会員



講師としてお招きしたのは、東京銀座の行政書士法人GOAL石下貴大会員（東京会）。石下会員は、一般社団法人行政書士の学校の校長も務められており、行政書士業界の発展にも尽力されている会員です。

石下会員には、「AI時代のマーケティング戦略」と題して、行政書士としてこれからの時代を生き抜いていく術についてご講義いただきました。

- ・ 変革期の行政書士が知るべきこと
- ・ 行政書士のアップセルとクロスセル
- ・ これからの商品設計と集客戦略 等

実務の研修会とは異なり、普段聞くことの出来ない内容であったため、ベテランの方から新入会員の方まで、40名超ととても多くの方にご参加いただくことができました。

研修会后、参加者の方からは、「支部の研修会で、このような内容を聞くことができると思わなかった。とても良い研修だった。」等の感想をいただくことができました。

実務力以外の行政書士力を高めるという目的で、企画した研修会でしたが、講師の石下会員のおかげで、とても満足度の高い研修会となりました。今後も、会員の皆様にとって有意義な研修会を開催していきたいと思っております。

東名  
支部

## 法人経営部研修会

会報委員 金林 伸洙

日時 平成30年10月26日(金)

午後5時～7時

場所 尾張旭市中央公民館  
勤労青少年ホーム101会議室A

講師 中村 幸司会員

テーマ 『介護事業の指定申請手続きについて  
～訪問介護事業～』

出席者 11名



東名支部法人経営部主催の支部研修会が10月26日(金)に行われ、11名の支部会員が参加しました。研修会は東名支部の高橋満照法人経営部副長の司会進行のもと、講師は当支部の中村幸司会員が務められました。テーマは、「介護事業の指定申請手続きについて～訪問介護事業～」でした。

講義はまず、介護サービスの種類、類型などの概要を学びました。

次に、今回のテーマの訪問介護事業に注目して、指定を受けるための要件や、基準について学びました。

要件の一つである法人については、やろうとする訪問介護事業が事業目的とされていることが必要な為、定款作成時のポイントを、特に詳しく解説して頂きました。

指定を受けるための基準では、人員の基準、設備の基準を満たすために、ご依頼人にどのように指導をすればよいのかを教えてくださいました。

後半は、学んだ要件や基準を復習しながら、申請書と添付書類の作成方法、注意点を学びました。

講義の最後には活発に質疑応答がされ、大変有意義な支部研修会となりました。



中央  
支部平成30年度  
支部旅行

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成30年10月27日(土)

場 所 龍潭寺

出席者 29名



中央支部の平成30年度支部旅行は、昨年の大河ドラマ「おんな城主直虎」で一躍人気観光地に躍り出た龍潭寺→日本料理やま文→うなぎパイ工場見学、という最強浜松観光でした。

集合時間にはまだ小雨がぱらついていましたが、バスの移動中に天気も回復し、龍潭寺に到着した頃には暑いくらいでした。徳川四天王の一人であった井伊直政の像がかなりの近距離で見ることができ、また左甚五郎作の竜の彫刻が拝観途中の廊下の天井に、さらりと飾られているのには驚きました。雨上がりの苔むした庭園が大変美しく、解説音声聞きながらゆっくり鑑賞することができました。

場所を変えての「やま文」での懇親会では、器は全て（なぜか浜松なのに）有田焼の贅をつくした10品を堪能しました。お品書きを持ち帰ったのですが、全部書こうとすると2ページ見開き（は大袈裟ですが）になってしまうほど、食材にこだわった1品1品で、会員の皆さんも喜んで下さったと思います。支部旅行は、親睦会の中でも一番長時間共に過ごすので、皆さんそれぞれ仕事の話からプライベートの話まで、心ゆくまで語り合っているようでした。

最後の行程のうなぎパイ工場見学では、うなぎパイの甘い食欲をそそる匂いの中、恒例のお土産爆買いの後、帰りの高速の渋滞にもみまわれず解散場所に帰着でき、笑顔で皆さんをお見送りすることができました。

名南  
支部平成30年度・支部  
研修旅行

名南支部 川津 聖司

日 時 平成30年10月28日(日)、29日(月)

場 所 鳴門、淡路島方面

参加者 23名



毎年恒例の名南支部の研修旅行が催行されました。まず、バスの中での研修内容は「災害時における行政書士としての対応」で、講師は川村敏治会員でした。戸籍、死亡届の取扱い方法や、り災証明書と被災証明書の違いなどの研修を受け、万が一の時にける行政書士としての対応について学びました。

1日目は明石海峡大橋、大塚国際美術館、鳴門公園・渦の道を訪ねました。大塚国際美術館は、古代から現代までの1,000余点の名画（陶板で原寸大に再現されたもの）が約4kmの鑑賞ルートに展示されていました。

宿泊先のルネッサンスリゾートナルトでは、阿波踊り公演を見学した後、観客みんなで大広間を練り歩く「阿波踊り体験」をしました。始めのうちは控えめに踊っていましたが、どんどん気分も盛り上がり、最後はノリノリで踊っている石川支部長の姿を見ることができました。

2日目はイザナギ神社を参拝した後、北淡震災記念公園を見学しました。阪神・淡路大震災の時の写真、新聞記事、ビデオを見学し、そのまま保存してある活断層のズレを目の当たりにすることによって、改めて地震の怖さを感じました。また、当時の揺れを再現した「震度7の体験コーナー」では、想像していた以上の恐怖感を体験しました。

この一泊二日の研修旅行を通じて支部会員相互の親睦を深めるとともに、今後予想されている東海地震、東南海地震の時に備えて行政書士としての対応を学ぶことができました。

西北  
支部

## 10月研修会 運送業許可について

西北支部 太田 尚志

日時 平成30年10月31日(水)

午後6時～8時

場所 名古屋市西生涯学習センター 第1集会室

講師 川合 智士会員 (名古屋支部)

テーマ 『運送業許可について』

出席者 13名



西北支部では、10月の研修会として、名古屋支部の川合智士会員を講師にお迎えして、「運送業許可のはじめ方」についてご講義いただきました。

運送業許可についての本も執筆されている、とても豊富な経験と知識を持つ先生です。

今回は「初級編」ということで、まず運送業許可における全体的な話や、最近の運送業界の動き、IT技術を利用した新しいシステム、許可の要件で気をつけるポイントなどを交えて講義をされました。

前半は、川合先生が行政書士になる前に経験された仕事の話や、開業当初の苦労話など、先生の人柄もあり楽しく講義が進んでいきました。

研修会はプロジェクターを使い、実際に使用した現場の写真や、トラックの種類や、専門用語、関係法令、申請の流れについて説明していただき、解りやすく講義を受けることができました。

後半では、許可に必要な【ヒト・モノ・カネ】の話や、許可までの道のりは長く、依頼人とは長い付き合いあいになることや、業界特有の事情など、実務に精通した先生の熱の入った話、許認可のプロとして依頼人により添うという川合先生の気持ちがとても伝わり、その姿勢に大変感銘を受けました。

初心者の方だけでなく、経験者の方にも参考になる大変有意義な研修会となりました。

岡崎  
支部

## 臨時総会

会報委員 伊東 毅

日時 平成30年11月4日(日)

午前10時30分～11時

場所 岡崎市竜美丘会館 501会議室

出席者 25名



去る11月4日(日)、愛知県行政書士会岡崎支部の臨時総会が開催されました。

米村篤史副支部長の司会により臨時総会が始まり、冒頭に島津達雄支部長から日頃の支部活動に対する協力への謝辞がありました。今回の臨時総会において新たな支部活動展開のため、次期支部長の選出につき十分な審議をお願いしたい、とのあいさつがありました。

議長に選任された松井太会員により、議事録署名人に片桐政勝会員及び増田尚也会員が選任され、議事に入りました。

澤入敏治副選挙管理委員長より、今回の選挙についての経過報告がなされた後、立候補者は竹田雅彦会員の推薦立候補1名である旨と、岡崎支部役員選任規則に基づいて選挙を行う旨の説明がなされ、引き続き竹田雅彦会員による立候補の意見表明があり、投票へと移りました。

無記名による投票の結果、満場一致で竹田雅彦会員が次期支部長に当選しました。

澤入副選挙管理委員長より当選証書が授与されると、竹田雅彦次期支部長より任務遂行の為に全力を尽くすこと、役員と力を合わせ、会員にとってよりよい支部運営を目指したいと、抱負と会員の協力をお願いするあいさつがあり、議長はすべての審議が終了したことを宣言し議事を閉じました。

名古屋  
支部

## 広報月間 無料相談会

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成30年10月31日(水)

午後1時～4時

場 所 中村区役所三階第五会議室

相談員 松田 奈津子会員、渡辺 尚美会員、  
飯田 徹会員、松浦 聖哲会員、  
森 隆会員、陸 遙会員、大森 照和会員

件 数 2件



10月31日の相談会は中村区役所三階第五会議室をお借りして、松田奈津子会員（前列左）・陸遙会員（前列中央）・森隆会員（前列右）・大森照和会員（後列左）・松浦聖哲会員（後列中央）・飯田徹会員（後列右）・渡辺尚美会員の中村区に事務所を構えている会員が相談員として対応されました。

相談内容としては、遺言相続についての相談が1件、不動産関係についての相談が1件と合計2件の相談がありました。

名古屋  
支部

## 常設無料相談会 (11月)

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成30年11月20日(火)

午後1時～4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー

相談員 瀧 秀隆会員、福田 隆彦会員、  
大森 照和会員

件 数 2件



11月20日(火)に名古屋支部常設無料相談会を名古屋市中村生涯学習センター1階ロビーにて行いました。今回は、瀧秀隆会員（写真右）・福田隆彦会員（写真左）・大森照和会員（後列）が担当されました。

相談内容としては交通事故の相談が1件、企業法務（契約書の確認・継続指導）についての相談が1件の合計2件の相談がありました。その内の1件は通りすがりの当施設の利用者でした。

### 法務省：民法（相続関係）改正法の施行期日について 相続法改正は段階的に施行されます。

民法（相続関係）改正法は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者居住権という新たな権利を創設するなど、昭和55年以来約40年ぶりに相続に関する規律を見直しを行うものです。

この改正法は、上記のとおり、2019年1月から段階的に施行されます。これは、それぞれの規定の内容に照らして、周知や準備に要する期間がどの程度必要かなどを考慮した上で、できるかぎり早期に施行されるようにしたものです。法務省としては、それぞれの規定の施行に向けて、十分な周知活動を行っていくことを予定しています。

※改正内容の概要については、ホームページ上の「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要」をご覧ください。

中央  
支部

## 平成30年度第2回法人 経營業務部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

- 日時 平成30年11月13日(火)  
午後6時～8時
- 場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
- 講師 愛知県中警察署 生活安全課ご担当者様  
仙石 秀久会員 (中央支部)
- テーマ 第1部：『風俗営業許可申請における注意  
事項及び5号営業に係る解釈基  
準の改正について』  
第2部：『風俗営業許可申請実務（5号営  
業を中心として）』

出席者 30名



中央支部の平成30年度第2回法人経營業務部会研修会は、愛知県中警察署生活安全課ご担当者様による「風俗営業許可申請における注意事項及び5号営業に係る解釈基準の改正について」に続き、中央支部の仙石秀久会員による「風俗営業許可申請実務(5号営業を中心として)」の2部構成で行われました。

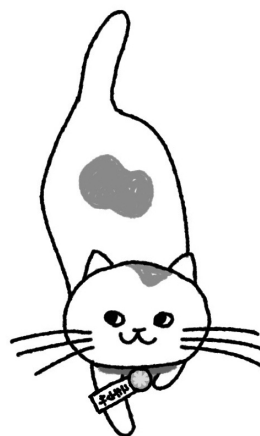
仙石会員は本会の副会長であり、言わずもがな風俗営業許可申請のレジェンドであります。「さすがレジェンド」と感服したのですが、この研修にあたり仙石会員は中警察署に相談に行かれたそうです。そして、より会員の皆さんに業務について伝えたい、伝える必要があるという思いから、中警察署のご担当様に講師を依頼し、快く引き受けて下さったそうです。

5号営業（ゲームセンター等）について、「遊技」と「遊戯」の差異を先ずきちんと押えることに始まり、法令の用語を一つ一つ丁寧に実例をあげながら説明をして下さいました。スマホの普及でゲームセンター等は減少傾向なのですが、風俗営業許可申請で一番難しいのはこの5号営業なので、私たち行政書士が業務に精通しなければ、お客様に何がよくて

何がいけないのかを説明できないので、法令をしっかり理解しなければいけないと痛感しました。

続いて、仙石会員から実務についての講義がありました。添付書類も含めた申請書一式のサンプルから、事前の諸注意に付随する全ての書類を資料として提供して下さいました。話の随所に、風俗営業許可申請は、行政書士業務の中でも特に危険を伴うものなので、「いつでも話せるように商業地域の一覧は財布に入れている」「お客様には必ず会う」「写真はできるだけ撮っておく」等きめ細かなアドバイスがあり、何度も書いて恐縮ですが、「さすがレジェンド」と再び感服いたしました。

今回の研修では、中警察署のご担当者様より大改正の「古物営業法」についても説明をしていただきました。これは古物の許可を持っている方は全て、一定の時期までに届出をしなければ許可が無効になってしまう、業者の方にとっては一大事です。複数都道府県に営業所がある場合の届出書の記載方法やどのタイミングで届出をすることが望ましいか等、即実践につながる話をうかがうことが出来ました。



東三河支部

## 自由業フォーラム

会報委員 山本 真基

日 時 平成30年11月 8 日(木)

場 所 ホテルアークリッシュ豊橋



毎年恒例の東三河自由業フォーラムが上記日程にて開催されました。第11回目となる本年は社会保険労務士会様主催で行われました。今年は会場変更をしたこともあり、例年とは違った雰囲気の中、盛會に終わりました。行政書士会東三支部からも多数の参加があり、他士業とのつながりを持つ良い機会となりました。来年は行政書士会が主催で行われる予定でありますので、本年よりも多くの参加が見込めるよう、準備を進めてまいります。

豊田支部

## 国際・私法部 平成30年度第1回研修会

会報委員 岡田 厚子

日 時 平成30年11月14日(水)

午後 4 時～ 6 時30分

場 所 豊田商工会議所 403特別会議室

講 師 小柳津 えみ会員 (東三支部)

テーマ 『外国人関連の対応スキルについて』

出席者 20名



今回の研修会は、講師に東三支部の小柳津えみ会員をお迎えし、外国人関連の対応スキルについて講義をしていただきました。

講義の内容は、①業務の依頼はどこから来るのか？②行政書士に業務を依頼するメリットは？③在留資格の検討④資料収集について⑤その他の留意点と報酬についての5項目です。

小柳津会員の豊富な経験から内容が具体的で、かつ貴重なお話を聞くことができた研修となりました。

### “入国管理局職員を装う「振り込め詐欺」に御注意”

入国管理局職員を装って、現金を指定された預金口座等に振り込ませるといった「振り込め詐欺」が発生しているようです。

入国管理局職員が現金を預金口座等に振り込ませるようなことは絶対にありませんので、そのような電話があった場合には、現金を振り込むことなく、警察に相談してください。

#### 【詐欺行為の例】

- 知り合いの外国人から電話があり、「入管からお金を払わないと入国させないと言われて困っているのですぐに振り込んでほしい。」と言われた。
- 入国管理局の職員を名乗る外国人風の者から電話があり、「あなたの友人が入国審査で問題が見つかり、このままでは入国を許可できない。入国手続に必要な金額をすぐに振り込んで下さい。」と指示された。
- 入国管理局の職員を名乗る男から英語で電話があり、「あなたは母国で起訴されており、このままでは在留資格を取り消され、退去強制される。退去強制されたくなければ今から指定する者の口座にお金を振り込みなさい。」と指示された。

入国管理局出典

東三  
支部

## 支部研修会

会報委員 山本 真基

日時 平成30年11月16日(金)  
場所 カリオンビル 大会議室  
講師 総合警備保障(株) 杉浦 望様  
テーマ 『防災研修～来るべき災害に備えて～』  
出席者 27名



支部研修会を上記日程にて開催いたしました。今年は「防災研修～来るべき災害に備えて～」をタイトルとし、総合警備保障(株)杉浦望様を講師にお招きして、災害への備えや実際に災害が起きた際の対応についてご講義いただきました。昨今の自然災害で東三支部の会員にも停電等経験された方が多くいらっしゃいます。日本全国で起こる災害がニュースで報じられる中、災害発生後の避難所生活での注意点や被災地の防犯、護身術等、身近であり、防犯会社様ならではの幅広い内容で研修をしていただきました。AEDの使用方法や心肺蘇生の実地研修では、心臓マッサージが想像以上に難しいことを実感しました。まずは自宅や事務所内の危険箇所への対応、備蓄等を見直す等「災害に備える」ことの重要性を改めて感じた次第であります。

東名  
支部

## 第3回運輸交通部 研修会

会報委員 金林 伸洙

日時 平成30年11月17日(土)  
午後4時～6時  
場所 尾張旭市中央公民館  
勤労青少年ホーム102会議室  
講師 小椋 新一会員(西北支部)  
テーマ 『車庫証明について』  
出席者 9名



東名支部運輸交通部主催の支部研修会が、11月17日(土)に行われ、9名が参加しました。

研修会は東名支部の平本隆二運輸交通部長の司会進行のもと、西北支部の小椋新一会員が講師を務められました。テーマは、「車庫証明について」でした。

講義はまず、車庫証明制度とその歴史について学び、関係する法令を確認しながら詳しく解説して頂きました。車庫証明の申請方法の部分では、提出代行の方法と、委任状を用いた代理申請の方法を学びました。代理申請の方法については、これができるようになった経緯と、その場合の利点について詳しく解説をして頂きました。

後半は、OSS申請をする場合の、車庫証明とその後自動車の登録、封印をするまでを解説して頂きました。

講義の最後は、OSS申請の普及や、出張封印「丁種」資格の活用、登録業務業界の今後の情勢変化について、お話をして頂きました。

研修会の後は懇親会もあり、大変有意義な支部研修会でした。

昭和  
支部

## 支部研修会

会報委員 松葉 豪

日 時 平成30年11月23日(金)

午後3時～5時

場 所 天白スポーツセンター 第2会議室

講 師 熱田公証役場 内田 計一公証人

テーマ 『公正証書遺言作成上の注意点』

出席者 29名



平成30年度第3回支部研修会は、熱田公証役場の内田計一公証人をお招きして、「公正証書遺言作成上の注意点」についてお話いただきました。祝日の開催ということで、他支部の会員も含めて、多くの会員が出席しました。

冒頭、今般改正された新しい定款認証制度についてもお話がありました。法人の実質的支配者を把握することにより、法人の透明性を高め、暴力団員等による法人の不正使用（マネーロンダリング、テロ資金供与等）を抑止することが目的とのこと、関連して要求される書類等について説明していただきました。

公正証書については、具体的条項について、現状や判例を交えて、入れたほうがいいのかそうでないのか、入れるとすれば、どのような文言で入れるべきかなどのお話をいただきました。

最後は活発に質疑応答もなされ、大変有意義なものとなりました。遺言に関する依頼は、今後も引き続き数多くあると考えられますので、多くの会員に関与してもらえたらと思います。

東名  
支部

## 日帰りバス旅行

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成30年11月24日(土)

場 所 南知多「日間賀観光ホテル」

出席者 18名



秋が一段と深まる季節に、東名支部では恒例の日帰りバス旅行が催行されました。

旅行の日程は、愛知県常滑市にある「めんたいパークとこなめ」を見学し、その後、日間賀島の「日間賀観光ホテル」で昼食を取るというものです。

当日は、我々を歓迎するように雲一つない青空が広がり、コートなしでも十分に暖かい天気でした。

最初の目的地めんたいパークとこなめへは10時頃に着きました。ここは明太子をテーマにしたテーマパークです。因みに、「たらこ」も「明太子」も元々は同じ物で、関東では「たらこ」、博多では「明太子」と呼んでいました。今では辛子入調味料で加工したものを全国的に「明太子」と呼ぶようです。

さて、一行はお昼頃本旅行の最大の目的地、日間賀島に着きました。港から日間賀観光ホテルへ移動し、ここで昼食を取ります。ホテルの宴会場に到着すると、乾杯を合図に宴会が始まりました。テーブルにはどんどんと料理が並び、フグ、タイ、たこ、といった海の幸フルコースを堪能しました。おいしい料理とお酒に会話も弾み、会員同士交流を深め、支部内のつながりも一層深まったと思います。食後はお風呂に入ったり、海が見えるラウンジで雑談をしたりと、ゆっくり過ごしてから帰路につきました。

今年も大満足で楽しい日帰りバス旅行でした。

# 事務局だより

■平成30年10月

|        |                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1日(月)  | 苦情対応委員会開催<br>総務部会開催                                                                                                                |
| 2日(火)  | 運輸交通部会開催<br>ADR手続説明会開催<br>竹田副会長、川村常務理事 名古屋市市民経済局地域振興課来館対応                                                                          |
| 3日(水)  | 山田名誉会長 日行連正副会長会出席<br>山田名誉会長 日行連常任理事会出席<br>法人経営部業務相談会開催                                                                             |
| 4日(木)  | 山田名誉会長 日行連常任理事会出席<br>部長会開催                                                                                                         |
| 5日(金)  | 川村常務理事 名古屋市空き家対策事業現地調査                                                                                                             |
| 6日(土)  | 行政書士による電話相談会開催                                                                                                                     |
| 9日(火)  | 会報11月号校正会議開催<br>本会常設無料相談会開催<br>総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催<br>新規登録受付                                                                |
| 10日(水) | 中島理事 OSSセンター看板設置研修会出席<br>封印管理委員会開催<br>企画情報部会開催                                                                                     |
| 11日(木) | 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催<br>北館解体打合せ開催                                                                                                   |
| 12日(金) | 試験バーコード担当者事前打合せ開催<br>PC保守打合せ開催<br>広告代理店との打合せ開催                                                                                     |
| 15日(月) | 蟹江副会長、須崎穰理事、小椋封印委員長 愛知運輸支局訪問                                                                                                       |
| 16日(火) | 竹田副会長、市川常務理事 日行連全国総務部長会議出席<br>経理部会開催<br>ADR手続説明会開催<br>川村常務理事、太田相談員 総務省「一日合同行政相談所（豊田会場）」出席<br>暴力団等排除対策協議会正副議長、代表委員 安全なまちづくり愛知県民大会出席 |
| 17日(水) | 竹田副会長、市川常務理事 日行連全国総務部長会議出席<br>OSSに関する研修会開催<br>ADR第1回手続実施期日開催<br>川村常務理事、竹田部長代行 名古屋市立中央高等学校法教育授業出席<br>小柳津常務理事 外国人就労定着支援研修出席          |
| 18日(木) | 西川相談役 日行連申取管理委員会出席<br>竹田副会長、子安常務理事 名城大学訪問<br>早川常務理事 広報月間に伴う官公署訪問                                                                   |
| 19日(金) | 西川相談役 日行連申取実務研修会出席<br>本会中間監査開催                                                                                                     |



## ■平成30年10月

|        |                                                                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20日(土) | 仙石副会長、小柳津常務理事、高野理事 スペイン語話者向け起業セミナー出席<br>蟹江副会長、子安常務理事、平松手続実施者 三重会ADR手続実施者養成講座講師派遣                                       |
| 21日(日) | 特定行政書士考査開催                                                                                                             |
| 22日(月) | 登録証交付式<br>職務上請求書ビデオ説明会開催<br>土地関係業務連携支援協議会に関する打合せ開催<br>内藤常務理事、黒澤理事 愛知県警訪問<br>前田会長、竹田副会長、市川常務理事 登録会務<br>第3回試験正副サブ責任者会議開催 |
| 23日(火) | 届出済行政書士管理委員会開催<br>封印打合せ開催                                                                                              |
| 24日(水) | 山田名誉会長 日行連正副会長会出席<br>山田名誉会長 日行連常任理事会出席<br>仙石副会長、戸加里理事 総務省「一日合同行政相談所（名古屋会場）」出席<br>蟹江副会長 ADR申込来館対応                       |
| 25日(木) | 山田名誉会長 日行連常任理事会出席<br>法務部会開催<br>竹田試験責任者、川村試験サブ責任者 行政書士試験会場下見                                                            |
| 26日(金) | 行政書士試験事前説明会開催                                                                                                          |
| 29日(月) | 建設環境部会開催<br>建設環境部研修会開催                                                                                                 |
| 30日(火) | 長瀬副会長、竹田部長代行 名城大学訪問                                                                                                    |
| 31日(水) | 市川常務理事、森事務局長 愛知県庁、名古屋市役所訪問                                                                                             |

## ■平成30年11月

|       |                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2日(金) | 総務部会開催<br>監察委員会開催<br>広報部会開催<br>行政書士試験打合せ開催                                                                  |
| 3日(土) | 蟹江副会長、子安常務理事、平松手続実施者 三重会ADR手続実施者養成講座講師派遣                                                                    |
| 5日(月) | 仙石副会長、川村常務理事 自由業団体定例会出席                                                                                     |
| 6日(火) | 前田会長、岡田理事 日行連法務業務部会議出席<br>ADR小委員会開催<br>ADR手続説明会開催<br>仙石副会長、川村常務理事 葵町公証役場訪問<br>森事務局長 日本赤十字来館対応               |
| 7日(水) | 前田会長、岡田理事 日行連法務業務部会議出席<br>封印取付け要領等の改正等についての説明会開催                                                            |
| 8日(木) | 正副会長会開催<br>高野理事 外国人就労定着支援研修出席                                                                               |
| 9日(金) | 部長会開催<br>竹田副会長、内藤常務理事 愛知公証人会来館対応<br>特定行政書士WG開催<br>システム入替入札開催<br>外壁工事入札開催<br>長瀬副会長、竹田部長代行 愛知県防災局訪問<br>新規登録受付 |

事務局だより

■平成30年11月

|        |                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11日(日) | 平成30年度行政書士試験                                                                                            |
| 12日(月) | 新規登録受付                                                                                                  |
| 13日(火) | 山田名誉会長 日行連正副会長会出席<br>山田名誉会長 日行連常任理事会出席<br>本会常設無料相談会開催<br>総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催                     |
| 14日(水) | 山田名誉会長 日行連常任理事会出席<br>山田名誉会長 日行連理事会出席<br>蟹江副会長、市川常務理事、増田理事 名古屋市地域ケア推進課訪問<br>国際・私法部業務相談会開催<br>システム入替打合せ開催 |
| 15日(木) | 山田名誉会長 日行連理事会出席<br>前田会長 日行連ADR推進本部会議出席                                                                  |
| 16日(金) | 前田会長 日行連ADR推進本部会議出席<br>高野理事 外国人就労定着支援研修出席                                                               |
| 17日(土) | 蟹江副会長、子安常務理事、平松手続実施者 三重会ADR手続実施者養成講座講師派遣                                                                |
| 19日(月) | 経理部会開催<br>法人経営部会開催<br>竹田試験責任者、早川試験副責任者、安藤主任 試験会場南山大学お礼訪問                                                |
| 20日(火) | 登録証交付式<br>職務上請求書ビデオ説明会開催<br>前田会長、市川常務理事、森事務局長 愛知県指導検査報告対応<br>ADR手続説明会開催<br>名古屋市経済局との打合せ開催               |
| 21日(水) | 支部長会開催<br>会報「部長さんに聞いてみよう」インタビュー開催<br>土地利用部研修会事前打合せ開催<br>第4回試験正副サブ責任者会議開催                                |
| 22日(木) | 届出済行政書士管理委員会開催                                                                                          |
| 23日(金) | 野田副会長 木全紘一氏旭日双光章受章祝賀会出席                                                                                 |
| 26日(月) | 部長会開催<br>理事会、政連幹事会開催                                                                                    |
| 27日(火) | 公証人法施行規則改正に伴う説明会開催<br>会報1月号編集会議開催                                                                       |
| 28日(水) | 親睦ゴルフ大会開催                                                                                               |
| 29日(木) | 西川相談役 日行連申取管理委員会出席<br>蟹江・仙石副会長 暴力排除団体連絡会会議出席<br>特定行政書士ブラッシュアップ研修会開催                                     |
| 30日(金) | 西川相談役 日行連申取実務研修会出席<br>竹田副会長、子安常務理事 かいけつサポート利用促進コンソーシアム名古屋出席<br>土地利用部研修会開催                               |



# 会 | 員 | の | 動 | 向

平成30年11月25日現在

個人会員数 2,984人  
法人会員数 38法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第18192161号  
会員番号 第6026号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 西村 哲男

事務所 行政書士西村哲男事務所  
名古屋市緑区大高町字北鎌研5番地の19  
電話番号 052-720-3322 所属支部 名南



登録番号 第18192165号  
会員番号 第6030号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 染木 満則

事務所 染木満則行政書士事務所  
名古屋市中区葵一丁目27番3号 染木第二ビル  
電話番号 052-935-3750 所属支部 中央



登録番号 第18192162号  
会員番号 第6027号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 兵頭 真紀子

事務所 アマービル行政書士事務所  
小牧市光ヶ丘三丁目5番地4  
電話番号 0568-79-4730 所属支部 尾張



登録番号 第18192166号  
会員番号 第6031号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 齋藤 吉英

事務所 行政書士齋藤吉英事務所  
岡崎市山綱町字中野6番地35  
電話番号 0564-64-1257 所属支部 岡崎



登録番号 第18192163号  
会員番号 第6028号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 加納 史紀

事務所 行政書士とよた法務事務所  
豊田市神田町2丁目9番地8 ルック神田201号  
電話番号 0565-34-1680 所属支部 豊田



登録番号 第18192167号  
会員番号 第6032号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 中道 真志

事務所 中道真志行政書士事務所  
名古屋市守山区大字中志段味字長根2830番地の146  
電話番号 070-5400-0328 所属支部 東名



登録番号 第18192164号  
会員番号 第6029号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 平野 悟史

事務所 行政書士平野事務所  
春日井市勝川町9丁目6番地8 タウニイ大和101号  
電話番号 0568-32-1463 所属支部 尾張



登録番号 第18192168号  
会員番号 第6033号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 南館 哲也

事務所 行政書士南館事務所  
名古屋市中区錦一丁目11番20号 大永ビル9階  
電話番号 052-221-8458 所属支部 中央

## 会員の動向



登録番号 第18192169号  
会員番号 第6034号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 山本 祥平

事務所 あんしん行政書士事務所  
刈谷市半城土中町3丁目17番地23  
電話番号 090-3483-7656 所属支部 碧海



登録番号 第18192174号  
会員番号 第6039号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 杉山 直樹

事務所 行政書士杉山直樹事務所  
岡崎市上地4丁目3番地5  
電話番号 0564-73-2666 所属支部 岡崎



登録番号 第18192170号  
会員番号 第6035号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 山田 次郎

事務所 行政書士山田次郎事務所  
名古屋市熱田区外土居町1番21号 熱田ATビル1階浜辺事務所内  
電話番号 052-683-7500 所属支部 名南



登録番号 第18192253号  
会員番号 第6040号  
入会年月日 平成30年10月15日  
氏名 榎原 陽子

事務所 かわもと行政書士法人 名古屋駅前店  
名古屋市中村区則武二丁目3番2号 サン・オフィス名古屋455号  
電話番号 052-526-5606 所属支部 名古屋



登録番号 第18192171号  
会員番号 第6036号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 櫻井 康雄

事務所 行政書士櫻井康雄事務所  
江南市高屋町大門99番地2  
電話番号 0587-59-6773 所属支部 尾北



登録番号 第18192321号  
会員番号 第6041号  
入会年月日 平成30年11月1日  
氏名 山田 準也

事務所 山田行政書士事務所  
海部郡蟹江町大字西之森字礮場50番地1  
電話番号 0567-41-3064 所属支部 海部



登録番号 第18192172号  
会員番号 第6037号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 土屋 広高

事務所 土屋広高行政書士事務所  
名古屋市昭和区吹上町2丁目3番地3 晃芸社ビル2F  
電話番号 052-753-9430 所属支部 昭和



登録番号 第18192322号  
会員番号 第6042号  
入会年月日 平成30年11月1日  
氏名 柴田 学

事務所 行政書士柴田学事務所  
大府市中央町五丁目103番地  
電話番号 0562-46-5174 所属支部 知多



登録番号 第18192173号  
会員番号 第6038号  
入会年月日 平成30年10月2日  
氏名 近藤 健人

事務所 近藤健人行政書士事務所  
名古屋市守山区青山台706番地の1  
電話番号 052-740-2173 所属支部 東名



登録番号 第18192323号  
会員番号 第6043号  
入会年月日 平成30年11月1日  
氏名 山本 美可利

事務所 行政書士法人リーガルホーム  
新城市字宮ノ後70番地9  
電話番号 0536-23-5468 所属支部 新城



登録番号 第18192324号  
 会員番号 第6044号  
 入会年月日 平成30年11月1日  
 氏名 澁谷 厚子

事務所 行政書士Office Shibuya  
 名古屋市緑区大清水二丁目201番地  
 ライオンズマンション鳴海東第2 801号室  
 電話番号 052-877-1055 所属支部 名南



登録番号 第18192325号  
 会員番号 第6045号  
 入会年月日 平成30年11月1日  
 氏名 武田 慎也

事務所 行政書士安島克俊事務所  
 知多市新知字大橋9番地の6  
 電話番号 0562-55-4811 所属支部 知多



登録番号 第18192326号  
 会員番号 第6046号  
 入会年月日 平成30年11月1日  
 氏名 塚田 貴士

事務所 行政書士塚田貴士事務所  
 名古屋市緑区漆山1020番地  
 電話番号 052-870-5249 所属支部 名南



登録番号 第18192327号  
 会員番号 第6047号  
 入会年月日 平成30年11月1日  
 氏名 田中 雅幸

事務所 行政書士田中雅幸事務所  
 名古屋市千種区若水三丁目8番2号  
 電話番号 052-870-4016 所属支部 中央



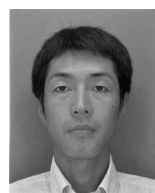
登録番号 第18192328号  
 会員番号 第6048号  
 入会年月日 平成30年11月1日  
 氏名 高田 憲一

事務所 高田憲一行政書士事務所  
 江南市飛高町夫見添90番地2  
 電話番号 0587-55-3620 所属支部 尾北



登録番号 第18192329号  
 会員番号 第6049号  
 入会年月日 平成30年11月1日  
 氏名 島藤 英信

事務所 島藤行政書士事務所  
 長久手市長配二丁目1623番地 GREEN WAY B棟  
 電話番号 0561-62-9905 所属支部 東名



登録番号 第18192330号  
 会員番号 第6050号  
 入会年月日 平成30年11月1日  
 氏名 眞谷 誠

事務所 行政書士シンガイ事務所  
 名古屋市中川区新家二丁目601番地  
 ダイアパレスアズタウン新家105号  
 電話番号 080-6984-5699 所属支部 名古屋

## 退会者のお知らせ

平成30年11月25日現在

| 支部 | 氏名      | 退会日         |
|----|---------|-------------|
| 名南 | 大 矢 誠   | 平成30年9月27日  |
| 新城 | 田 中 博   | 平成30年9月28日  |
| 西北 | 牧 野 高 博 | 平成30年9月30日  |
| 名南 | 小 出 育 也 | 平成30年9月30日  |
| 一宮 | 谷 川 英 郎 | 平成30年9月30日  |
| 西尾 | 荻 村 公 光 | 平成30年9月30日  |
| 西尾 | 河 合 周 治 | 平成30年9月30日  |
| 東三 | 八 木 みつ代 | 平成30年9月30日  |
| 碧海 | 内 藤 遊 水 | 平成30年10月20日 |
| 新城 | 原 康 之   | 平成30年10月31日 |

## 法人会員の変更案内

法人番号 第1704701号  
会員番号 第H45号  
法人の名称 行政書士法人中村事務所  
主たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 岡崎オフィス  
従たる事務所 岡崎市本町通一丁目2番地 サンアベニュービル1.5階  
従たる事務所電話番号 0564-73-3939  
従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 豊田オフィス  
従たる事務所 豊田市西町4-25-13 フジカケ鐵鋼ビル501  
従たる事務所電話番号 0565-41-3013  
社員名(加入) 古田 絵美子、中村 泰祐  
変更事由 従たる事務所設置・社員加入  
所属支部 名古屋

法人番号 第1706501号  
会員番号 第H47号  
法人の名称 行政書士法人岩崎事務所  
主たる事務所の名称 行政書士法人岩崎事務所  
使用人名 吉田 典弘  
変更事由 使用人雇用  
所属支部 豊田

## 法人退会(解散)のお知らせ

法人番号 第1103101号  
会員番号 H21号  
解散年月日 平成30年9月30日  
法人の名称 アスリート行政書士法人

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1804601号  
会員番号 第H52号  
入会年月日 平成30年6月11日  
法人の名称 行政書士法人トヨハシ  
主たる事務所の名称 行政書士法人トヨハシ  
主たる事務所 豊橋市伝馬町29番地の1  
主たる事務所電話番号 0532-61-1590  
所属支部 東三

## ご逝去会員のお知らせ

|       |       |    |                |         |
|-------|-------|----|----------------|---------|
| 西北支部  | 木村 茂  | 会員 | 平成30年9月29日ご逝去  | (享年72歳) |
| 名古屋支部 | 長谷川 圭 | 会員 | 平成30年9月25日ご逝去  | (享年49歳) |
| 名古屋支部 | 平川 雅夫 | 会員 | 平成30年10月19日ご逝去 | (享年69歳) |
| 海部支部  | 安井 仁美 | 会員 | 平成30年10月15日ご逝去 | (享年84歳) |

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会

会長 前田 望

## 事務所の変更案内

| 支部  | 会員名(上)・事務所名称(下)         | 事務所所在地                                | 郵便番号     | TEL          | 変更事項                         |
|-----|-------------------------|---------------------------------------|----------|--------------|------------------------------|
| 中央  | 川本 絢子                   | 名古屋市中区松原三丁目12番5号<br>丸美タウンマンション803号    | 460-0017 | 052-265-6072 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
| 中央  | 間瀬 英智                   |                                       |          | 052-933-1140 | 事務所電話番号                      |
| 中央  | 菅原 拓人                   | 名古屋市中区正木四丁目8番12号<br>ブラウザ金山4階          | 460-0024 |              | 事務所所在地                       |
| 中央  | 大前 隆之助                  |                                       |          |              | 単体会変更(沖縄会へ)                  |
| 西北  | 池山 正彦                   | 清須市須ヶ口2286番地6                         | 452-0905 | 052-508-4158 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
| 西北  | 井上 歩<br>さむらいはーと行政書士事務所  |                                       |          |              | 事務所名称                        |
| 西北  | 徳田 章吾                   | 北名古屋市久地野郷廻133番地                       | 481-0012 | 0568-68-8816 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
| 名古屋 | 志治 広和<br>行政書士東海通事務所     | 名古屋市港区九番町5丁目3番地1<br>JFE東海通ビル4階        | 455-0008 | 052-355-8448 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
| 名古屋 | 笠原 興善                   | 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号<br>名古屋三井ビル本館0311号 | 450-0003 |              | 事務所所在地                       |
| 名古屋 | 河内 淑郎<br>行政書士トランク総合事務所  | 名古屋市中村区椿町16番4号<br>しらさぎビル3階            | 453-0015 | 052-307-6402 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
| 名古屋 | 伊藤 泰三<br>行政書士ITO法務事務所   | 名古屋市中川区西日置二丁目15番7号<br>アーバン山王101号      | 454-0004 | 052-265-8316 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
| 名古屋 | 山本 有哲                   |                                       |          | 052-526-1113 | 事務所電話番号                      |
| 昭和  | 清水 由佳                   | 名古屋市昭和区檀溪通3丁目14番地<br>(檀溪アイリス402号)     | 466-0842 | 052-875-5500 | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
| 昭和  | 松岡 美喜子                  | 名古屋市昭和区広路通6丁目9番地<br>プレサンスグラン川名303号    | 466-0854 |              | 事務所所在地                       |
| 名南  | 酒井 太輔<br>行政書士つむぐ相続法務事務所 | 名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目9番地1<br>新瑞センタービル3階       | 467-0806 |              | 事務所名称、<br>事務所所在地             |
| 名南  | 沢木 幸夫<br>行政書士笠寺法務事務所    | 名古屋市南区前浜通7丁目27番地<br>大林ビル2F            | 457-0058 |              | 事務所名称、<br>事務所所在地             |
| 名南  | 脇田 幸雄<br>行政書士佐野総合事務所    | 名古屋市瑞穂区瑞穂通三丁目24番地                     | 467-0806 | 052-852-3511 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
| 尾張  | 瀬川 博<br>せがわ行政書士事務所      |                                       |          |              | 事務所名称                        |
| 尾張  | 高柳 敦<br>高柳敦行政書士事務所      |                                       |          |              | 事務所名称                        |
| 尾張  | 岡本 寛之<br>岡本行政書士事務所      | 小牧市堀の内二丁目220番地                        | 485-0046 | 0568-72-8131 | 事務所名称、<br>事務所所在地             |

会員の動向

| 支部 | 会員名(上)・事務所名称(下)    | 事務所所在地                            | 郵便番号     | TEL           | 変更事項                         |
|----|--------------------|-----------------------------------|----------|---------------|------------------------------|
| 尾張 | 丹羽 一貴              | 春日井市篠木町二丁目1281番地 1<br>レガーロ・シノギ2C号 | 486-0851 | 0568-50-2633  | 事務所名所、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | 行政書士つばめ事務所         |                                   |          |               |                              |
| 尾北 | 田中 幸子              | 犬山市大字羽黒字西五反田14番地14                | 484-0894 |               | 事務所所在地                       |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 尾北 | 赤野 隆               | 丹羽郡扶桑町大字高木字白山前605番地               | 480-0107 | 0587-50-0180  | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 一宮 | 入山 太郎              |                                   |          |               | 事務所名称                        |
|    | アスリート行政書士事務所       |                                   |          |               |                              |
| 一宮 | 川地 秀司              | 一宮市東五城字備前23番地 2<br>マルベリー尾西601号    | 494-0008 |               | 事務所所在地                       |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 一宮 | 砂田 達也              |                                   |          | 0586-58-0148  | 事務所名称、<br>事務所電話番号            |
|    | 侍行政書士事務所           |                                   |          |               |                              |
| 海部 | 加藤 仁久              | 津島市古川町三丁目93番地                     | 496-0043 |               | 事務所所在地                       |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 知多 | 平林 樹明              | 常滑市新開町三丁目169番地                    | 479-0837 |               | 事務所所在地                       |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 岡崎 | 鈴木 昭弘              | 岡崎市南明大寺町 4 番地24<br>TSビル 3 階       | 444-0852 | 0564-65-2315  | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 岡崎 | 藤本 浩志              | 岡崎市北本郷町字河原98番地                    | 444-0944 | 0564-74-7662  | 事務所名所、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | 行政書士ふじ合同事務所        |                                   |          |               |                              |
| 岡崎 | 朝岡 由美子             |                                   |          | 0564-64-7230  | 事務所電話番号                      |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 岡崎 | 古田 絵美子             | 岡崎市本町通一丁目12番地<br>サンアベニュービル1.5階    | 444-0051 | 0564-73-3939  | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | 行政書士法人中村事務所 岡崎オフィス |                                   |          |               |                              |
| 岡崎 | 杉山 直樹              |                                   |          | 0564-73-2666  | 事務所電話番号                      |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 豊田 | 南川 創平              | 豊田市美山町四丁目39番地13                   | 471-0849 | 0565-47-0168  | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 豊田 | 吉田 典弘              | 豊田市小坂本町五丁目13番地 8                  | 471-0034 | 0565-32-7894  | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | 行政書士法人岩崎事務所        |                                   |          |               |                              |
| 豊田 | 田守 瞳               | 豊田市寿町六丁目35番地 3                    | 471-0834 | 090-7615-8635 | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | ひとみ行政書士事務所         |                                   |          |               |                              |
| 豊田 | 光岡 隆之              | みよし市三好町湯ノ前46番地 3                  | 470-0224 | 0561-59-3951  | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 碧海 | 有元 吉野              | 高浜市春日町四丁目 3 番地 1                  | 444-1334 | 0566-52-1517  | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | 行政書士ありもと法務事務所      |                                   |          |               |                              |
| 東三 | 光嶋 隆一              | 豊橋市伝馬町29番地の 1                     | 440-0822 | 0532-61-1590  | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | 行政書士法人トヨハシ         |                                   |          |               |                              |
| 東三 | 足木 幸夫              | 豊橋市伝馬町29番地の 1                     | 440-0822 | 0532-61-1590  | 事務所名称、<br>事務所所在地、<br>事務所電話番号 |
|    | 行政書士法人トヨハシ         |                                   |          |               |                              |
| 東三 | 牧野 純也              | 豊橋市向山町字伝馬 5 番地 1                  | 440-0864 |               | 事務所所在地                       |
|    |                    |                                   |          |               |                              |
| 東三 | 菰田 幸子              | 豊橋市小松町98番地<br>D-room小松A棟102号室     | 441-8109 | 0532-39-7020  | 事務所所在地、<br>事務所電話番号           |
|    |                    |                                   |          |               |                              |





## COSMOS通信 1月号

## 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

## コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局

TEL 052-908-3022

## セミナー・相談会の開催報告

日時 平成30年9月30日(日) 午前11時～午後3時  
場所 名古屋栄オアシス21 (中区、安心・安全なまちづくり大会)

無料相談会 成年後見等無料相談会

相談員 日下監事 清水 良枝会員

参加者 残念ですが台風のため中止となりました

日時 平成30年10月4日(木) 午後1時30分～3時30分

場所 江南市役所西分庁舎

無料相談会 成年後見等無料相談会

相談員 佐藤尾張管轄長 廣島 泉会員

参加者 1人

日時 平成30年10月11日(木) 午後1時～4時

場所 小牧市役所

無料相談会 成年後見等無料相談会

相談員 伊藤幹事 丹羽 友道会員

参加者 2人

日時 平成30年10月20日(土) 午前10時～午後3時  
場所 常滑市大野町「古今散策」1日目

無料相談会 成年後見等無料相談会

相談員 柴田相談部長 日下監事 伊福広報部長  
(相談員補助 西村 伸会員)

参加者 3人

日時 平成30年10月21日(日) 午前10時～午後3時  
場所 常滑市大野町「古今散策」2日目

無料相談会 成年後見等無料相談会

相談員 平松副支部長 柴田相談部長  
(相談員補助 西村 伸会員)

参加者 3人

日時 平成30年10月28日(日) 午前10時～午後3時  
場所 熱田区役所(あったかあつた福祉フェスタ)  
無料相談会 成年後見等無料相談会  
相談員 大森 照和会員 谷 茂会員  
参加者 3人

日時 平成30年11月11日(日) 午前10時～午後3時  
場所 守山区社会福祉協議会(守山区福祉まつり)  
無料相談会 成年後見等無料相談会  
相談員 日下監事 二村 洋一郎会員  
相談者 3人

日時 平成30年11月14日(水) 午前9時～午後3時  
場所 中京銀行鳴子支店  
無料相談会 成年後見等無料相談会  
相談員 伊福広報部長 西山 秀夫会員  
相談者 7人

日時 平成30年11月14日(水)  
場所 春日井市総合福祉センター  
第一部 午後1時～3時 成年後見セミナー  
講師 平松副支部長  
参加者 32人  
第二部 午後3時～4時 無料相談会  
無料相談会 成年後見等無料相談会  
相談員 平松副支部長 伊藤幹事 堀 己喜男会員  
相談者 4人

日時 平成30年11月15日(木) 午前9時～午後3時  
場所 中京銀行当知支店  
無料相談会 成年後見等無料相談会  
相談員 廣瀬 亮一会員 久田 邦博会員  
相談者 2人

日時 平成30年11月15日(木)  
場所 扶桑町老人憩の家  
第一部 午後1時～2時 成年後見セミナー  
講師 平松副支部長  
参加者 7人  
第二部 午後2時～3時 無料相談会  
無料相談会 成年後見等無料相談会  
相談員 犬塚 智子会員 松久 久雄会員  
相談者 6人

日 時 平成30年11月17日(土) 午前10時～午後4時  
 場 所 天白区役所講堂(みんなの元気フェスタin  
 てんぱく)  
 無料相談会 成年後見等無料相談会  
 相 談 員 伊福広報部長 二村 洋一郎会員  
 (相談員補助 西村 伸会員)  
 相 談 者 5人

日 時 平成30年11月18日(日) 午前10時～午後3時  
 場 所 中川区役所駐車場(中川区福祉ふれあい広場)  
 無料相談会 成年後見等無料相談会  
 相 談 員 伊福広報部長 大森 照和会員 廣瀬 亮  
 一会員 久田 邦博会員(相談員補助 清  
 水 良枝会員 西村 伸会員)  
 相 談 者 11人

日 時 平成30年11月21日(水)午後1時～3時  
 場 所 犬山市福祉会館  
 無料相談会 成年後見等無料相談会  
 相 談 員 堀 己喜男会員 松久 久雄会員  
 相 談 者 2人

### セミナー・相談会開催予定

日 時 平成31年1月4日(金)  
 午後1時30分～3時30分  
 場 所 江南市役所西分庁舎  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年1月15日(火) 午後1時～4時  
 場 所 岩倉市役所市民相談室  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年1月17日(木) 午前9時～午後3時  
 場 所 中京銀行当知支店  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年1月30日(水) 午後1時30分～3時  
 場 所 北名古屋市役所東図書館  
 内 容 第一部 寸劇(成年後見)  
 第二部 セミナー(成年後見)  
 第三部 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年2月13日(水) 午前9時～午後3時  
 場 所 中京銀行鳴子支店  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年2月14日(木) 午前9時～午後3時  
 場 所 中京銀行鳴田支店  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年2月20日(水) 午後1時～4時  
 場 所 犬山市福祉会館  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年3月14日(木) 午後1時～3時  
 場 所 扶桑町老人憩いの家  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年3月14日(木) 午前9時～午後3時  
 場 所 中京銀行当知支店  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年3月19日(火) 午後1時～4時  
 場 所 北名古屋市東庁舎  
 無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 平成31年4月7日(日) 午後2時～4時  
 場 所 名古屋市シルバー人材センター大会議室  
 (昭和区御器所)  
 内 容 第一部 寸劇(成年後見)  
 第二部 セミナー(成年後見)  
 第三部 パネルディスカッション  
 (成年後見等)

## あとかき

ついに、「平成」のファイナルカウントダウンが始まります。平成元年には、頭の中は、「モテたい」「ファッション」「夜遊び」「お洒落なカフェバーやイタリア飯(ほとんど死語かと思いますが)」で大半を占めていましたが、30年を経て同年代の友人との会話は、専ら「親の介護」「体調不良」「老後の暮らし」「コスパのよい飲食店や身体によい食べ物」と様変わりしました。こうしてみると食欲だけは不変です。今放送されている朝ドラ「まんぷく」は戦後の食糧難を何とかしたいという思いから、チキンラーメンを開発した安藤百福さんとその妻が主人公なので、ドラマの随所に「食べる事は生きる事」という台詞が出てくるのですが、その度にテレビに向かって頷いてしまいます。忘年会・新年会と続く時節柄、会員の皆様におかれましても、しっかり食べて次の元号に備えていただければ幸いです。

広報部 戸加里 邦子

## 《今月の表紙》 瀬戸市指定有形民俗文化財 一里塚本業窯

この一里塚本業窯は、瀬戸市東洞地区にあった13連房の本業窯の一部を使用し、昭和25年に再構築したもので、昭和50年7月に瀬戸市の有形民俗文化財に指定されるまで、火鉢、水かめ、すり鉢など年3回ほど焼成していました。すり鉢だけなら約1万個も焼成できる大きさです。

現在、ここには登り窯のほか石灰窯、灯油窯、ガス窯があって、江戸時代から現在までの窯の移り変わりを見ることができます。また、窯のほかにも登り窯を使っていた当時の工場(モロ)が残っており現在も仕事場として使われています。

(瀬戸では工場をモロ(ムロ=室)と呼び、窯に近い平地にできるかぎり東西に細長い建物が作られます。)モロの前には日当たりの良い干場、窯に隣接して燃料小屋があり、窯の前には製品の窯入れ、窯出しや燃料の出し入れが容易なように空き地が設けてあります。

登り窯と石灰窯は今使われていませんが、瀬戸の陶磁器産業の発展の歴史を語るうえで欠くことのできない貴重な資料といえるでしょう。

当時の姿をとどめる本業窯は、この本業窯と、同じく「奥洞窯」の窯材を使い築造された「洞本業窯」との2基のみであり、大変貴重なものです。

築造年：昭和25年 形式・構造：連房式登窯(4連房)、縦狭間 規模：全長約16m、最大幅約9m 指定年月日：昭和50年7月21日

「一里塚本業窯パンフレット及び瀬戸市教育委員会案内板より引用」

写真撮影：会報委員 金林 伸洙

### 会報292号 担当

|       |                |       |
|-------|----------------|-------|
| 広報部   | 担当副会長          | 仙石 秀久 |
|       | 部長             | 川村 浩史 |
|       | 次長             | 水野 悠  |
|       | 部員             | 山本 篤  |
|       | 部員             | 戸加里邦子 |
| 会報委員会 | 委員長            | 長峰 均  |
|       | 副委員長           | 鈴木 直美 |
|       | 〃              | 戸加里邦子 |
|       | 本号担当委員<br>(表紙) | 金林 伸洙 |
|       | (会員訪問記)        | 梶原 郁  |

### 会報292号 平成31年1月1日発行

発行人 前田 望  
編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会  
〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL (052) 931-4068 (代)

FAX (052) 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

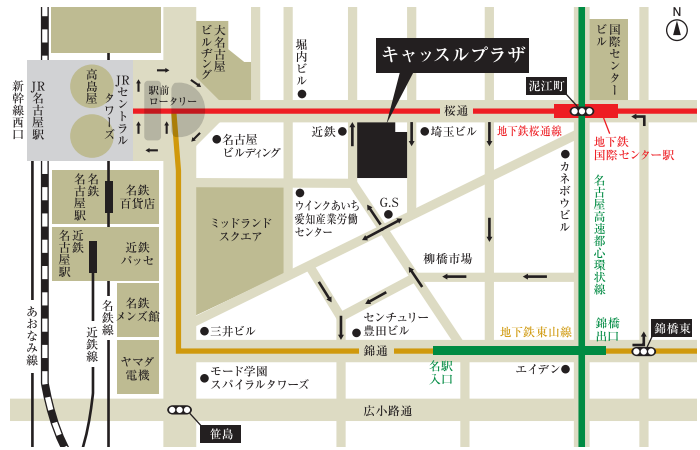
印刷所 日大印刷株式会社

# 新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び  
愛知県行政書士政治連盟共催

**日時** 平成31年1月15日(火)  
(午後5時開会)  
★受付開始は午後4時からです。

**場所** キャッスルプラザ  
4階 鳳凰の間  
名古屋市中村区名駅4-3-25



名古屋駅ユニモール地下街11番出口すぐ

## 行政書士ADRセンター愛知



### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
  - ・自転車と歩行者との衝突
  - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が  
60万円を超えないものが対象になります。



### 居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の  
負担割合に関する紛争



### 愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 外国人の職場環境・教育環境に 関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
  - ・外国人の職場での待遇についての不満
  - ・外国人の就学者に対するいじめ
  - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、  
環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管):  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所：名古屋市中東区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
  - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。  
(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けて  
いただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出して  
いただきます。

**ADR専用 Tel.052-908-3021**



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分